

韓国法における親の離婚と 子の養育について

——子の利益（福利）を実現するシステムの構築に向けて——

犬 伏 由 子
宋 賢 鐘

第 1 章 日本法との比較において

- 1 はじめに
- 2 協議離婚制度の課題
- 3 ソウル家庭法院訪問調査等の結果から
 - (1) 管轄事件
 - (2) 協議離婚の事件処理の実情（以上、犬伏由子）

第 2 章 韓国における家庭法院での離婚夫婦に対する親教育

- 1 親教育プログラムの誕生した背景
 - (1) 家庭法院と家庭法院専門調査官制度の発展
 - (2) 離婚の急増と子どもの福利に関する認識の向上
 - (3) 家族法の改正
- 2 親教育プログラム制作の過程
 - (1) 準備段階
 - (2) 制作段階
 - (3) 全国的な拡大段階
- 3 親教育の内容と教育方法
 - (1) 協議離婚
 - (2) 裁判離婚
- 4 親教育に関する評価と課題（以上、宋賢鐘）

第 3 章 結びにかえて（犬伏由子）

第 1 章 日本法との比較において

1 はじめに

韓国民法における離婚手続には、協議離婚（韓民 834 条）と裁判離婚（韓

民 840 条) があり、裁判離婚 (韓国家事訴訟法 2 条 1 項 1 号 4)) に関しては調停前置主義 (韓国家事訴訟法 50 条) の適用を受けるため、調停離婚も認められている。この点のみながめれば、日本法が協議離婚 (民 763 条) と裁判離婚 (民 770 条)、同じく調停前置主義 (家事手続 257 条) による調停離婚を定めており (さらに、人訴 37 条で和解離婚・認諾離婚、家事手続 284 条により審判離婚も認められている)、両国の離婚方式に大差はないように見える。また、2011 年の普通離婚率 (人口千人あたりの離婚件数) は、韓国が 2.3 であり、日本の 1.87 と比べると韓国の離婚率が若干高いものの、協議離婚がもっとも利用されている離婚手続である点でも、韓国及び日本の離婚に類似した状況が見られる (2011 年の全離婚に占める協議離婚の割合は、韓国では 75.6%、日本では 87.4% である)⁽¹⁾。

しかし、韓国では、第 2 章でも触れられるように、1977 年 12 月 31 日法律第 3051 号により、協議離婚手続に関して 1979 年 1 月 1 日からは、家庭法院判事 (韓国家事訴訟法附則 5 条により、家庭法院及び家庭法院支院が設置されていない地域では、地方法院・地方支院判事) による当事者夫婦の離婚意思確認制度 (韓民 836 条) が導入された。さらに、2007 年 12 月 21 日法律第 8720 号による改正によって、2008 年 6 月 22 日から、協議離婚意思確認の申請者夫婦は離婚に関する案内 (以下、離婚案内とする) を受けることが義務づけられ (韓民 836 条の 2、1 項)、離婚案内を受けた日から一定期間 (熟慮期間) 経過後でなければ離婚意思確認を受けることができず (同条 2 項)、また、養育すべき未成年の子 (懐胎中である胎児は含まれるが、定められた熟慮期間以内に成人に達する子を含まない意味、以下、この意味で用いる) がいる夫婦の場合は、確認を受ける前に、養育に関する事項 (養育者、養育費用、面接交渉)⁽²⁾ (韓民 837 条 1 項、2 項) 及び親権者決定 (韓民 909 条 4 項) に関する協議書 (後掲 [資料 1]) を提出しなければならない (韓民 836 条の 2、4 項) とされた⁽³⁾。従って、韓国における協議離婚は、当事者が家族関係登録手続である離婚申告 (届出) を行うことによって成立する (韓民 836 条 1 項) 限りにおいては、当事者間の合意 (= 実質的成立要件) に基づく協議離婚の本質を失ってはいないが、家庭法院の離婚意思確認手続という公的関与を抜きにして、協議離婚申告を行うことはできない⁽⁴⁾。韓国では、最近の法改正を通して、

協議離婚・裁判離婚を問わず、離婚手続のすべてについて、家庭法院が何らかの形で関与し、とりわけ子の利益の実現に配慮し、親教育⁽⁵⁾にも取り組んでいる。この点、日本における離婚夫婦の 9 割弱ほどが、公的関与のほとんどない離婚手続＝協議離婚という方法で婚姻の解消に至っている状況とは大きく異なっている。

2 協議離婚制度の課題

韓国の協議離婚制度の改正が、第 2 章 1、(3)でも紹介されるように、離婚件数の増加に対処するため、軽率な離婚の防止をも目的に含んでいたとしても、1977 年の改正は、一方的に離婚させられる妻の保護を図り、夫による追い出し離婚を阻止する目的で、夫婦の離婚意思確認制度を導入したものであり、2007 年の改正によって、離婚意思確認申請を行った夫婦に離婚案内を受けるべき義務、及び、親の離婚に巻き込まれることになる子の利益を確保するために、養育・親権者決定に関する協議書の提出義務を定めたことは、日本における協議離婚制度に対する批判の動向とも軌を一にする⁽⁶⁾。日本の協議離婚制度に対しては、以前から、協議の名を借りた追い出し離婚につながる点が批判されてきた。この点に対しては、当初、戸籍通達（昭和 51・2・23 民 2 第 900 号）により、その後、2007 年戸籍法改正（戸籍 27 条の 2、3 項～5 項）によって、いわゆる不受理申出（不受理願）制度が完備されたことで、離婚意思なき当事者の協議離婚届出の阻止は、一定程度効果を上げてきた。しかし、日本の協議離婚に対する近時のより強い批判は、協議離婚が当事者自治の名の下で、離婚の効果について、とりわけ、協議離婚件数のうちの 6 割弱（2011 年は 56.1%）を占める未成年の子を持つ夫婦間で、離婚後の子の養育費・面会交流などの監護に関する事項について、何らの取り決めもなされないまま協議離婚が行われ、子の利益がないがしろにされているのではないかという点である。もちろん、この点は、離婚法全体における重点が、離婚原因・手続から離婚の効果に置かれるようになった流れの中で、裁判離婚にも通じる課題である。

日本法の中で、離婚の際の子の監護に関する規定である民法 766 条は、立法の沿革としては、離婚後の親権者とは別に監護者を定める必要がある場合

の、監護者決定を中心とする規定⁽⁷⁾であり、父・母と子との間の面会交流や、子の監護費用（養育費）の分担が明示されておらず、協議離婚をしようとする夫婦が「子の利益のために何を取り決めておくべきか」についての行為規範と言う意味では、その内容に具体性が乏しいと言わざるを得なかった。1996年には、法制審議会から政府に答申された「民法（婚姻・離婚法）改正案要綱」⁽⁸⁾において、民法766条改正案として、面会交流、監護費用（養育費）の分担を明示することが提案されていたところ、ようやく、2011年児童虐待防止に向けた親権制度見直しに関する民法改正（平成23年法律第61号、2012年4月1日施行）が行われた際、先の民法766条改正案が殆どそのまま条文化され、実現を見ることとなった⁽⁹⁾。さらには、改正民法766条の施行に先立ち、戸籍通達（平成24・2・2民1第271号）により、離婚届の届書について様式変更が行われ、従来の離婚届出書式の右側下部に、面会交流、養育費についての取決めの有無のチェック欄が設けられた⁽¹⁰⁾。このようなチェック欄が設けられても、子の監護に関する事項（監護者・面会交流・養育費）についての取決め自体は、離婚の成立要件、及び、届出の受理要件ではなく、取決めの有無についてチェックがなされていなくとも、協議離婚届出の受理には影響しない。しかし、未成年の子を持つ夫婦が協議離婚をする際に、届出書面を読むことにより、面会交流・養育費に関する取決めの必要性に関する認識が多少高まることにはなるであろう。

法務省の統計によれば、改正民法766条施行後の2012年4月から9月までの期間において、未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数（65,018件、離婚届出総件数は121,732件）のうち、面会交流欄にチェックが付されている47,586件（未成年の子がいる夫婦の協議離婚届出件数中73.19%——以下の割合も同趣旨）について、「取決めをしている」ものは33,540件（51.59%）であり、「取決めをしていない」ものは14,046件（21.6%）であった。同じく、養育費欄にチェックが付されている47,410件（72.92%）について、「取決めをしている」ものは33,926件（52.18%）であり、「取決めをしていない」ものは13,484件（20.74%）であった⁽¹¹⁾。他方、厚生労働省の「平成23年全国母子世帯等調査結果報告（2011年11月1日時点）」⁽¹²⁾によれば、協議離婚をした

母子家庭で、面会交流の「取決めをしている」ものが 18.4%、養育費の「取決めをしている」ものが 30.1%であった。これと比較すると、改正後は、協議離婚をした未成年の子がいる夫婦の半数以上が面会交流・養育費についての取決めを行っていることになり、改正の効果が上がっているとも言えるが、取決めの具体的内容が不明であり、即断はできない。

チェック欄が設けられて以降、離婚の際に未成年の子を持つ夫婦の半数以上が面会交流・養育費の取決めをしていたとしても、ネガティブな取決めが含まれている可能性もあり、何よりも、韓国法の実質的な取組みと比較したとき、親の離婚という場面で、子の利益を実質的に担保する仕組みが日本法には殆ど欠けている。こうした点を背景に、韓国における 2007 年民法改正による協議離婚制度の改革や、これを受けて試みられている、親の離婚から子の利益を守るためのソウル家庭法院の取組みに関して、近時日本では大きな関心が集まっている⁽¹³⁾。筆者(犬伏由子)も 2012 年 11 月 23 日にソウル家庭法院を訪問する機会に恵まれ、これを契機として、ソウル家庭法院の協議離婚等にかかわる実務の一端を知ることができた⁽¹⁴⁾。そこで、次に、ソウル家庭法院訪問調査等から得た知見を紹介しておく。さらに、第 2 章においては、宋賢鐘ソウル家庭法院専門調査官が、韓国における子の福利を実現するための試みの中心ともいえる、離婚夫婦に対する親教育に関する取組みの背景・意義、及び、内容の詳細について紹介する。

3 ソウル家庭法院訪問調査等⁽¹⁵⁾の結果から

(1) 管轄事件

家庭法院の管轄事件は、日本と同様、家事事件(家事訴訟・家事非訟事件—韓国家事訴訟法)、少年事件(10 歳以上 19 歳未満の少年の保護処分事件—韓国少年法)の他、さらに、家庭保護事件⁽¹⁶⁾(家庭暴力事件—家庭暴力犯罪の処罰などに関する特例法)、及び、協議離婚意思確認事件(家族関係登録非訟事件—家族関係登録法 75 条 4 項、同規則 74 条)が含まれる。最後の協議離婚の意思確認事件については、日本の協議離婚制度改革に関する議論において、当事者の合意に対する公的関与を求める場合に、行政機関によるのか司法機関に

よるのが問題となっており⁽¹⁷⁾、韓国では司法的関与が選ばれたということにはなる。しかし、元々、韓国では、協議離婚の申告（届出）の基となる家族関係登録制度（2007年5月17日法律第8435号「家族関係の登録などに関する法律」）自体について、これ以前の戸籍制度の時代から、大法院が管掌機関となっており（法院組織法2条3項、家族関係登録法2条）、登録事務は司法行政事務（事務担当は、法院行政処）に属し、大法院が家族関係登録事務の処理を監督することとされている⁽¹⁸⁾。離婚申告等の実際の身分登録事務の処理は、地方自治体（市・邑・面）の長に委任されているが、この登録事務に対しては家庭法院長が監督権限を持っている（家族関係登録法3条）。この点からすれば、協議離婚意思確認手続が、1977年法改正による制度導入時から、家庭法院の管轄事件と扱われたことは当然とも言える。しかし、少なくともは離婚件数の8割前後を占める協議離婚について、家庭法院が離婚意思確認手続を担うこと、また、子の利益の確保のための関与を強めることは、一面では司法機関の負担増につながるであろうとの懸念が日本において存在しており、家庭法院の事件処理の実情に興味が引かれるところである。そこで、韓国における家族紛争解決の実務を牽引してきたソウル家庭法院の離婚事件、特に協議離婚意思確認事件の処理の一端について、訪問調査等を通して得た知見を次に紹介することにしたい。

ちなみに、家族関係事件に関して、2011年にソウル家庭法院が扱った事件数は、新受件数が、家事訴訟は12,928件、家事非訟は11,448件、家事調停は2,148件であり、協議離婚意思確認事件は7,124件であった。また、既済件数は、家事訴訟が12,712件、家事非訟が10,090件、家事調停が2,154件であり、協議離婚意思確認事件は5,920件である⁽¹⁹⁾。他の家事事件と比較して協議離婚意思確認事件数が少ないように見えるが、これは、家事訴訟・家事非訟事件と協議離婚意思確認事件では、ソウル家庭法院が有する土地管轄が異なることによるものであり、前者に関して、ソウル家庭法院はソウル全区（25区）を管轄区域としている。しかし、後者については、家族関係登録法75条により、協議離婚をしようとする夫婦の登録基準地又は住所地の家庭法院（家庭法院及び家庭法院支院が設置されていない地域では、地方法院・地方支院）が管轄権を有するため、ソウルでは、4庁の地方法院と1庁の

(ソウル) 家庭法院が担当する。そこで、協議離婚意思確認事件については、ソウル家庭法院は全 25 区のうち、7 区のみを管轄区域として事件処理を行っていることが事件数に反映したものである。

(2) 協議離婚の事件処理の実情

韓国民法による協議離婚の成立要件は、日本法と同様、実質的要件としての離婚意思の合致（韓民 834 条）と、形式的要件としての、離婚申告（届出）であるが、離婚申告については、家庭法院の離婚意思確認を受けることが前提となっており、離婚意思確認手続が、形式的要件に組み込まれている（韓民 836 条）。そこで、協議離婚のプロセスとしては、①離婚意思確認の申請、②離婚案内と離婚相談勧告、③期日指定と熟慮期間の進行、④養育・親権者決定の協議書又は審判正本の提出、⑤離婚意思の確認、⑥離婚申告（届出）となる⁽²⁰⁾。なお、家庭法院における事務処理に関しては、「協議離婚の意思確認事務及び家族関係登録事務処理の指針」（大法院家族関係登録例規）が制定されており、例規第 341 号（2011・11・10 改正）（以下、例規第 341 号として引用する）が最新のものであって、協議離婚確認事件は、概ねこれに従って処理されている。以下、第 2 章と若干重複することにはなるが、各プロセスについて実情を見てゆく。

①離婚意思確認の申請、及び、②離婚案内と離婚相談勧告（韓民 836 条の 2、1 項）

夫婦が協議により離婚を行う場合、家庭法院に夫婦双方が出頭し、離婚意思確認申請書（例規第 341 号・第 2 号書式）を提出し、離婚案内を受けなければならない（家族関係登録規則 73 条）。離婚案内は、必ず受けなければならないが⁽²¹⁾、養育すべき未成年の子の有無により、離婚案内の方法は異なる。未成年の子がいない夫婦の場合、現在は、各夫婦が申請書を提出した際に、窓口の担当者が個別的に簡単な説明を行うにとどまる⁽²²⁾。未成年の子がいる夫婦の場合には、1 日 2 回実施されているグループでの離婚案内を夫婦一緒に受けなければならない。

グループでの離婚案内は、第 2 章 3 で詳細に紹介されるが、家庭法院調査官によって 1 時間程度行われ、協議離婚の手続・離婚の効果（財産分割、親

権者、養育者、養育費、面接交渉権等)の説明、特に、親教育を主たる内容としている⁽²³⁾。また、離婚案内の中で、父母に対して、子の養育に関する事項や親権者の決定に関する協議のために、相談委員(法院長が委嘱した専門相談員⁽²⁴⁾(家族関係登録規則 73 条 5 項))の相談を受けるように勧告する。ただし、相談は任意であり、実際に相談を受ける人は多くはないとのことである。

③期日指定と熟慮期間の進行(韓民 836 条の 2、2 項)

担当判事による離婚意思確認は、離婚案内を受けた日から、一定の熟慮期間経過後の指定期日に行われる。熟慮期間は、養育すべき未成年の子がいる場合は 3 か月、それ以外の場合は 1 か月である。熟慮期間については、短縮・免除の制度(韓民 836 条の 2、3 項)があり、DV などにより、速やかに離婚すべき急迫の事情があるときは、その事由書(申請書)を提出し、担当判事によって熟慮期間の短縮・免除が相当と判断されれば、新たな期日の指定を受けることができる(例規第 341 号 6 条)。事由書の提出に際して、法院事務官等、又は、家事調査官は相談員の相談を受けるよう勧告し、担当判事は、相談員の意見を参考にして期日を指定することができる。最近では、熟慮期間の趣旨が理解され、「速やかに離婚すべき急迫の事情」、たとえば、暴行又は急迫に外国に出なければならぬ事情等を疎明できない場合には申請が認容されないことを大部分の人が知っていることから、申請は絞り込まれているということである。そこで、短縮・免除の申請件数は非常に少ないが、当事者が申請する場合は、大部分が暴行や外国に出て行かなければならぬ事情等をきちんと疎明しており、また、相談委員との相談の結果、熟慮期間の免除や短縮についての意見書が作成される場合には、大部分が認容される方向での意見が記載されているので、殆ど認容されているとのことである⁽²⁵⁾。

期日指定については、現在、ソウル家庭法院では、火曜日から金曜日の週 4 日、確認期日が開かれており、離婚案内を受けた各当事者には、確認予定期日の中から一括して 2 回の期日が指定される(いずれかの回に出席すればよい⁽²⁶⁾)。おおむね 1 日の期日指定件数は 40 件から 80 件程度とのことである。

④養育・親権者決定の協議書又は審判正本の提出(韓民 836 条の 2、4 項)

離婚意思確認を受けるためには、未成年の子がいる夫婦の場合には、(ア)離婚後の親権者（韓民 909 条 4 項）及び養育者、(イ)養育費用の負担、(ウ)面接交渉の有無及びその方法についての協議書、あるいは、これに代わる審判正本を提出しなければならない。現在、ソウル家庭法院では、離婚意思確認の申請の段階で、窓口担当者が未成年の子がいる夫婦に対して、[資料 1]「子の養育と親権者決定に関する協議書」⁽²⁷⁾の書面と同時に [資料 2]「子の養育と親権者決定に関する協議書の作成要領」の文書（例規第 341 号第 3 号書式に含まれている）、及び、[資料 3]「財産及び養育費支出等に関する陳述書」の書面を配布している。[資料 3] は、実務運用上の書式であり、例規第 341 号に定められたものではないが、協議により養育費を負担しないとした夫婦にのみ提出を求める文書で、担当判事が協議離婚意思確認の段階で当該当事者の事情を確認しやすくするために参考用として利用するものである。協議書等の提出は、担当判事による事前の検討及び補正等のために、指定期日の 1 か月前までに行うことになっており、確認期日を延期しても協議書未提出の場合⁽²⁸⁾は、確認手続を進行することができず、協議離婚意思確認について「不確認」の決定が出される。この点については、離婚案内で説明を受け、また、[資料 2] や [資料 1] の中で注記もなされていることから、殆どの当事者は指定期日 1 か月前までに協議書等を提出しているとのことであり、離婚案内では、確認期日 1 か月前までに提出できないことが予想される場合には、遅滞なく家庭法院に審判の申立を行う旨の説明も受けている。当事者が自主的に協議書を作成するためには、第 2 章 3 で紹介されている、離婚意思確認申請時の離婚案内の役割は大きく、また、離婚相談が利用されることもあろう。

(ア)離婚後の親権者・養育者について

まず、当事者は協議し、決定内容を協議書 [資料 1] に記載しなければならない。親権者は、未成年子の法定代理人となり（韓民 910 条）、子を保護・教養する権利義務（韓民 913 条）と財産管理権（韓民 916 条）を持つ。父母離婚後の親権者に関しては、韓国民法 909 条 4 項が「父母が離婚する場合には、父母の協議によって親権者を定めなければなら」ないと規定する⁽²⁹⁾のみで、日本法（民 819 条）と異なり、単独親権の原則が明示されていないことから、

〔資料１〕 子の養育と親権者決定に関する協議書

事件 20 号 協議離婚意思確認申請

当事者 父 姓 名
住民登録番号 —

母 姓 名
住民登録番号 —

協議内容

１．親権者および養育者の決定（□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。）

子の名前	性別	生年月日（住民登録番号）	親権者	養育者
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同
	☐ 男 ☐ 女	年 月 日 (—)	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同	☐ 父 ☐ 母 ☐ 父母共同

※親権者と養育者を分離して指定してはなりません。ただし、親権者は父母共同と定めることができるが、親権者を父母共同と定めれば、子の学校入学、物品購入、病院への入院等の場合に、父母が連絡を取り合って協力しなければなりません。養育者は、特別な事情のない限り、父母のうち一方に指定してください。

２．養育費用の負担（□に✓をつけるか、該当する事項を記入してください。）

支払人	☐ 父 ☐ 母	支払を受ける者	☐ 父 ☐ 母
支払方法	☐ 定期金		☐ 一時金
支払額	離婚申告した次の日から子どもたちがそれぞれ成年になるまで 未成年者１人当たり 毎月____ウォン (ハングル併記: ウォン)		離婚申告した次の日から子どもたちがそれぞれ成年になるまでの養育費に関して 金____ウォン (ハングル併記: ウォン)
支払日	毎月 日		年 月 日

〔資料2〕「子の養育と親権者決定に関する協議書の作成要領」

※未成年の子（妊娠中の子を含むが、離婚に関する案内を受けた日から3か月又は法院が別途定めた期間内に成年になる子は除く）がいる夫婦が、協議離婚をするときは、子の養育と親権者決定に関する協議書を確認期日の1か月前までに提出しなければなりません。

※離婚意思確認申請後、養育と親権者決定に関する協議が円滑になされない場合には、家庭法院に速やかにその審判を請求しなければなりません。

※確認期日までに協議書を提出しない場合、離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されたりすることがあり、協議の内容が子の福利に反する場合、家庭法院は補正を命じることができ、補正に応じない場合には不確認として処理されます。

※離婚申告日の次の日から、未成年の子らがそれぞれ成年になる前日までの期間に該当する養育費に関しては、養育費負担調書が作成され、離婚後、養育費負担調書による養育費を支給しなければ、養育費負担調書によって、強制執行されることがあります。その他の協議事項は、「別途の裁判手続」を通じて過怠料、監置等の制裁を受けることがあり、強制執行される場合があります。

※協議書の作成前まず、家庭法院の相談委員の相談を受けることを勧告します。

1. 親権者及び養育者の決定

親権者は、子の財産管理、法律行為の代理権等を有し、養育者は子と共同生活を営み各種の危険から子を保護する役割を果たします。協議離婚時、親権者及び養育者を、子の福利を優先的に考慮して父又は母の一方に定めることもできれば、父母共に指定することもでき、あるいは、親権者と養育者を別々に指定することもできます（共同親権、共同養育の場合は、離婚後にも父母の間で円満に協議することが可能な場合のみ望ましいことであり、各自の権利・義務、役割、同居期間等を別途明確に定めておくことで、将来の紛争を防ぐことができます）。

妊娠中の子の特定は、子の名前の欄に「母が妊娠中の子」と記載し、生年月日の欄には「妊娠○か月」と記載することで行い、性別欄には記載する必要がありません。

2. 養育費の負担

子に対する養育義務は、親権者であるか、養育者であるかを問わず、父母として必ず負担しなければならない法律上の義務です。養育費は、子の年齢、子の数、父母の財産状況などを考慮して適切な金額を協議しなければなりません。経済的能力が全くない場合には、協議によって養育費を負担しないこともあります。離婚申告前養育費又は成年以後の教育費等は、父母が協議して“その他”の欄に記載することができますが、養育費負担調書には記載されないため、強制執行をするためには別途裁判手続が必要になります。

3. 面接交渉権の行使の有無、及び、その方法

民法第837条の2の規定により、離婚後子を直接養育しない父母（非養育親）の一方と子は、互いに会う権利を有しており、面接交渉は、子が父母双方の愛情を受け、健やかに成長するために必要不可欠なものです。面接交渉の日程は、子の予定を考慮して定期的・規則的に定めるのが、子の生活の安定に役立ち、子の引渡場所及び時間の注意事項（その他の欄に記載）等を詳細に定めることによって将来の紛争を防ぐことができます。

4. 添付書類

協議書が子の福利に符合するかを判断するため、父、母の月別所得額と財産に関する資料等が必要となりますので、証拠書類を提出してください。

5. その他の留意事項

法院は、協議書の原本を2年間保存した後、廃棄しますので、離婚意思確認時に法院から交付された協議書謄本は、離婚申告前にコピーを取っておくようにしてください。

[資料3]「財産及び養育費支出等に関する陳述書」

[※注意：例外的に養育費を負担しない場合にのみ記載してください！]

1. 職業及び財産の現況（該当する事項の□に✓をつけ、空欄に具体的に記載してください。）

父					母				
職業	□あり 種類	職業名			職業	□あり 種類	職業名		
		月給与額 ウォン					月給与額 ウォン		
	□日用職勤 労者	職業内容			□日用職勤 労者	□日用職勤 労者	職業内容		
		日当額 ウォン					日当額 ウォン		
		月平均勤労日数 日					月平均勤労日数 日		
□なし	希望職業			□なし	□なし	希望職業			
	就業予定日					就業予定日			
	予想所得額					予想所得額			
財産	住居地	□アパート	□所有	時価 ウォン	住居地	□アパート	□所有	時価 ウォン	
		大きさ 坪	□多世帯/多 口住宅	□伝賃		保証金 ウォン	大きさ 坪	□多世帯/多 口住宅	□伝賃
	□単独 住宅			月々 ウォン	□単独 住宅			月々 ウォン	
	□不動産（分譲権 含む）の保有		全体時価 ウォン		□不動産（分譲権 含む）の保有		全体時価 ウォン		
	□株式の保有		全体時価 ウォン		□株式の保有		全体時価 ウォン		
	□現金の保有 （預金額）		全体保有額 ウォン		□現金の保有 （預金額）		全体保有額 ウォン		

2. 養育費の支出内訳（学費、塾費、食費、衣料費、病院費、小遣い等、生活費用を大略的に記載）

- あ. 現在
い. 将来

共同親権・単独親権いずれも可能となる。従って、協議書のチェック欄において、単独親権者とする場合の父又は母、あるいは、父母共同親権のいずれかにチェックをしなければならない。なお、共同親権について、[資料2]においては、「離婚後にも父母の間で円満に協議をすることが可能な場合のみ望ましいことであり、各自の権利・義務、役割、同居期間等を別途明確に定めておくことで、将来の紛争を防ぐことができます」と説明され、「資料1」の注記においても、共同親権とした場合には、子の学校入学、物品購入、病院への入院などの場合に、父母が連絡を取り合って協力すべきことが説明されている。担当判事の経験によれば、協議によって共同親権を選択している夫婦は約20%程度いるだろうと言うことである。特に、別名「チェ・ジンシル法」と呼ばれている2011年法律第10645号により新設された韓国民法909条の2⁽³⁰⁾の2013年7月1日施行を前にして、当事者がこれに対処するために、離婚の段階で、あらかじめ協議によって共同親権を選択する事例の増加傾向が最近見られるとのことである。

さらに、離婚の際には、親権者とは別に養育者の決定も必要となる（韓民837条）。この養育者の定義・権限に関する明文の規定は存在しないが、養育者は、「子と共同生活をして各種の危険から保護する役割」を果たすものと捉えられており⁽³¹⁾、現実には子が父・母のいずれと同居するかにかかわる。この点、[資料1]の注記においては、原則として、親権者と養育者が分離されないように協議することが勧告されており、たとえば、父を親権者とし、母を養育者とすることは望ましくなく、養育者と親権者を一致させるべきこと、これが可能でない場合には、母も親権者にして父母共同親権・母養育者とするよう勧められている。また、養育者についても共同養育の選択肢があるが、特別の事情がない限り父母の一方を養育者とするよう奨励している。

(イ)養育費用の負担に関して

父母は、未成年の子に対し離婚申告（届出）の次の日から成年に達する日までの期間について、定期金あるいは一時金の形式で支払う養育費額についての協議が必要である。養育費額の算定に関して、ソウル家庭法院は、従来から内部的なガイドラインを作成していたが、2012年5月31日「養育費算定基準表」を作成公表し、HPにも掲載している⁽³²⁾。基準表はマスコミに

よっても報道されており、その存在は一般にも知られているとのことであるが、当事者の協議を拘束するものではない。養育費の協議に基づいて、執行力を有する養育費負担調書（韓民 836 条の 2、5 項）が作成され、不履行の場合の履行確保制度（韓国家事訴訟法「第 5 編履行の確保」参照）や、罰則として、家事訴訟法 68 条により監置処分が定められていることから⁽³³⁾、当事者に対し慎重に協議することが求められている。なお、養育費を支払うことができない特別な事情については、「その他」の欄に記載し、さらに、先に触れた〔資料 3〕を提出しなければならない。

（ウ）面接交渉に関して

1990 年 1 月 13 日韓国民法改正（法律第 4199 号）により、面接交渉権が明示的に規定され（837 条の 2）、さらに、2007 年改正（法律第 8720 号）の際に、面接交渉権がこれまでの非養育親の権利から、非養育親と子の双方の権利であると規定された⁽³⁴⁾。当事者は、面接交渉について、行使の有無や具体的実施方法について協議しなければならないが、〔資料 1〕の注記においては、特別な事情なく、面接交渉を排除したり、過度に制限することは、子の福利に反すること、継続的・規則的に面接交渉を実施することが望ましいことから、最小限月 1 回以上の面接交渉を取り決めることが奨励されている。

⑤離婚意思の確認（韓民 836 条、家族関係登録法 75 条）

協議離婚の意思確認手続＝家族関係登録非訟事件を担当する判事は 2 名（家事非訟単独事件との兼職）であり⁽³⁵⁾、交替で週 4 日の確認期日を担当する。指定期日の約半月前頃、期日を担当しない日に、事前に提出された申請書、協議書等について書面上の検討を行う。期日前の検討は、主として協議書及び養育費負担調書案⁽³⁶⁾について行うため、検討時間はそれほど必要ではなく、大体 1 週間で 200 件、4 時間程度かかっているとのことである。協議書の添付書類（父母の勤労所得税源泉徴収票などの所得証明資料、不動産賃料収入などの証明資料など）が提出されていない場合には、養育費の算定が適正であるかチェックするための資料として提出を勧告することもある⁽³⁷⁾。事前検討の段階で、当事者の協議内容が「子の福利に反する」場合には、書面で補正を命ずる場合もある。

離婚意思確認期日には、担当判事は、夫婦双方を出頭させてその陳述を聴

取し、離婚意思及び未成年の子の有無、養育・親権者決定に関する協議書又は審判正本を確認する（家族関係登録規則 74 条）。ソウル家庭法院では、担当判事が、およそ 1 日 30 件から 70 件の事件（火曜日は件数が多い）を扱い、1 件あたりの所要時間は 3 分から 30 分程度とのことである。時間が必要となる事案としては、やはり未成年の子がいる事案は 3 分では済まず、また、離婚意思が不分明である場合も時間がかかると言うことである。30 分程かかる場合は、大体当事者に長期相談を勧告することになる事案だということである。

未成年の子がいる夫婦については、協議書記載の親権者・養育者の指定、面接交渉の実施内容、さらに事前作成の養育費負担調書案に記載された養育費について確認する。特に、養育費負担調書（案）上の養育費の内容については、すでに触れたように養育費負担調書に執行力が認められており（韓民 836 条の 2、5 項）、不履行の場合の履行確保制度（家事訴訟法「第 5 編履行の確保」参照）や、罰則として、家事訴訟法 68 条により監置処分が定められていることから、慎重に検討するということである。なお、前述した「養育費算定基準表」は当事者を拘束するものではないことから、これに基づいて当事者が協議を行っているかは確認しておらず、また、協議書に記載された養育費の負担金額などについて、各家庭の事情によることから、「養育費算定基準表」に符合するかの厳密なチェックは行っていないとのことである⁽³⁸⁾。離婚意思の確認中に、当事者が養育費の過不足について述べた場合には、基準表の存在を知らせ、再度協議するよう勧告し、また、基準表と比較して額が過少あるいは過多である場合も、再度協議を行うよう勧告するだけで、別途補正命令をすることはないとのことである。

補正命令に関しては、確認期日においても、期日前の検討の際と同様、当事者の協議内容が「子の福利に反する」場合、口頭で補正を命じることもある（韓民 837 条 3 項）が、実際に補正を命じる事件は多くはない（担当判事の経験では、5%未満であろう）とのことである。当事者に再協議や協議の修正を勧告するにとどめるか、あるいは、補正命令を行うかの区別の基準は、養育費の例であれば、実際に養育費を負担する意思があるか否かという点におかれている。養育費を負担する意思は見られるが、金額の過多（あるいは過

少) という問題があり、確実に履行しないことで過料・監置処分のおそれがある場合には、補正命令ではなく、不履行の場合の罰則のリスクを指摘し、修正を勧め、仮に当事者がリスクを甘受して修正に応じない場合には、そのまま離婚意思確認を行い、養育費負担調書を作成するというのである。

補正命令を行う例としては、養育費を負担する意思が見られず、虚偽の記載をする場合（たとえば、無職の非養育親が高額の養育費を負担すると協議した場合）など、養育費の過多・過少が問題となるケースでは、期日前・期日当日に補正命令を行い、若干の時間をかければすぐに修正してくる場合には補正に至るまで少しの間期日を中断したり、次の期日で現実的な養育費を算定してくるまで待つ必要があるような場合には期日を延期するといった対応を行う。また、たとえば、養育費として子供達の文房具を供給するなどの文言の記載のように養育費負担調書として作成することができない内容で協議をしてくる場合にも補正を命じ、さらに、面接交渉に関しては、たとえば、子が幼いのに子の意思によるとしたり、非養育親の意思によるといったような協議における基準が明確でない場合には、面接交渉はできるだけ長期的になされなければならないという考えに基づき、不規則な協議事項のケースで、補正を命じているということである。

「不確認」のケースについては、家庭法院の協議離婚意思確認手続の結果、「不確認」となる件数はほとんどないということである。申請後、確認期日に2回とも欠席であれば、取り下げとみなされ、また、どちらか一方でも離婚意思が不分明であれば、期日を延期する場合があったり、当事者が協議離婚意思確認の申請を取り下げてしまうことが大部分であり、現実には「不確認」となる件数はごくわずかにとどまると言うことである。すでに触れた「子の養育・親権者決定に関する協議書」が子の福利に反するとして補正命令が出される件数も若干あり、補正命令に応じない場合も「不確認」となるが（家族関係登録規則 78 条 1 項）、当事者は担当判事の補正命令には応じているということであろう。家庭法院は、夫婦双方の離婚意思等を確認したときは確認書を作成し、「子の養育・親権者の決定に関する協議」を確認したときは養育費負担調書も併せて作成する。

⑥離婚申告（届出）（韓民 836 条、家族関係登録法 74 条、75 条）

協議離婚は、当事者が、家庭法院による離婚意思確認の後、確認書謄本の交付または送達を受けた日から3か月以内に⁽³⁹⁾(家族関係登録法75条2項)、家族関係登録手続である離婚申告(届出)を行うことにより成立する。離婚申告書は、離婚意思確認後に、家族関係登録事務を扱う、市(区)・邑・面の事務所に提出する書類であるが、例規第341号第6号書式「協議離婚制度の案内」では、家庭法院での離婚意思確認の申請時の提出書類の中に含まれており、あらかじめ離婚申告書を夫婦が一緒に作成しておき、離婚意思確認申請時に同時に家庭法院に提出することにして、当事者の手続上の便宜を図っている。

- (1) 日本の統計については厚生労働省「2011年人口動態統計」(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001101889>)による。韓国統計庁の2011年婚姻・離婚統計に関しては山梨学院大学金亮完准教授から「家族と法」研究会(2012年10月27日開催)において資料提供を受けた。これを参考に、以下に、韓国の離婚件数・離婚種別の推移を紹介しておく。

韓国における離婚の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
離婚件数	134.6	144.9	166.6	138.9	128	124.5	124.1	116.5	124	116.9	114.3
粗離婚率	2.8	3	3.4	2.9	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.3	2.3
うち協議離婚 (比率)	111.3 82.7	121.5 83.9	143.2 85.9	117.3 84.4	110.7 86.5	107.9 86.6	105.1 84.7	90.8 77.9	94.4 76.2	87.8 75.2	86.4 75.6
裁判離婚 (比率)	22.6 16.8	22.7 15.7	22.3 13.4	21 15.1	16.4 12.8	16.4 13.2	18.9 15.2	25.8 22.1	29.6 23.8	29 24.8	27.8 24.4
未成年子有 (比率)	94.8(70.4)	101.2(69.8)	114.1(68.4)	91.1(65.6)	81.2(63.4)	75.7(60.8)	72.8(58.7)	63(54.1)	68.5(55.2)	62.9(53.8)	60.1(52.6)
未成年子無 (比率)	37.5(27.9)	41.7(28.8)	49.2(29.5)	46.4(33.4)	45.4(35.5)	48.2(38.7)	50.9(41.0)	52.9(45.4)	55.1(44.4)	53.7(45.9)	53.9(47.1)

*単位: 千件

- (2) 韓国法では条文上、「面接交渉」という言葉が用いられており、日本法でも従来「面接交渉」という用語が、判例・学説上用いられてきた。しかし、日本法では、近時学説は、「面会交流」という用語を用い始めており、改正民法766条においても、「面会及びその他の交流」と表現されていることから、日本法上の用語として「面会交流」の語を使用し、韓国法に関しては「面接交渉」の語をそのまま使用する。しかし、その意味内容の差異を指摘する意図はない。なお、韓国法の条文訳については、主として、日本加除出版法令編纂室編「平成25年版戸籍実務六法」(日本加除出版、2012年)

に依拠している。

- (3) 韓国における 2007 年の協議離婚制度の改正については、金亮完訳「協議離婚の意思確認事務及び家族関係登録事務処理指針(1)(2)(3)」戸籍時報 636 号 (2009 年) 48 頁、637 号 (2009 年) 43 頁、638 号 (2009 年) 42 頁参照 (ただし、その後、本文でも触れるとおり、事務処理指針の改正があり、現在は例規第 341 号による。なお、例規第 341 号の紹介の際には、金亮完訳を参照した)、協議離婚の意思確認制度の内容については、申榮鎬＝裴薫『韓国家族関係登録法』(日本加除出版、2009 年) 181 頁以下参照。また、安甲濬 (金亮完訳)「韓国の新しい協議離婚制度と家族関係登録制度」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』(日本加除出版、2012 年) 177 頁以下もある。なお、宋賢鐘＝二宮周平「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合意形成支援」立命館法学 343 号 (2012 年) 574 頁以下、及び、本稿第 2 章 1、(3)参照。
- (4) 日本法上の類似の制度として、民法 798 条が未成年子を普通養子にする場合、養子縁組届出の前に家庭裁判所の許可を要求している。これは、1947 (昭和 22) 年民法改正の際、養子縁組における未成年子の利益を図るために当事者の縁組合意に対する公的介入を認めたもので、現行法になって初めて規定されたものである。しかし、許可不要の例外が定められており、マジョリティ・ケースが許可不要に該当することから、子の利益に基づいた、「合意への公的関与」の理念は徹底していない。
- (5) ソウル家庭法院が取り組んできた親教育については、第 2 章、及び、「親教育指針書」本誌本号 130(53)頁参照。なお、親教育について先駆的な取り組みを行ってきたアメリカにおける実情の紹介として、棚村政行「子の監護調停における父母教育プログラム—カリフォルニア州家庭裁判所サービスでの最近の動向—」ケース研究 243 号 (1995 年) 24 頁以下、渡部信吾「子の監護を巡る親教育プログラムについて—米国ネブラスカ州ダグラス郡の実情—」ケース研究 303 号 (2010 年) 225 頁以下などがある。日本においては、法務省によるリーフレット (「夫婦が離婚をするときに～子どものために話し合っておくこと～」「面会交流 1 ～子どもたちのすこやかな成長をねがって～」「面会交流 2 ～実りある親子の交流を続けるために～」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00113.html# リーフレット)、最高裁によるビデオ「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」(http://www.courts.go.jp/video/kodomo_video/index.html) などが作成されている。
- (6) 日本の協議離婚制度をめぐるこれまでの議論の詳細な分析と法改正の提案

について、家族法改正研究会第4回シンポジウム「離婚法グループ中間報告会」(2012・11・11(日)開催)における、緒方直人教授による報告がある(「協議離婚に関する論点整理」)(戸籍時報694号(2013年)に掲載予定)。他に、宮崎幹朗「離婚法の課題に関する一考察」生野=二宮=緒方=南方編『変貌する家族と現代家族法』(法律文化社、2009年)208頁以下等参照。

- (7) 明治民法(旧812条)が、父を単独親権者とする原則の下で、離婚後の監護者制度を定めた趣旨は、離婚後に親権者である父が子を監護できない場合に、現実には子の養育に当たってきた母に監護者として引き続き監護養育を委ねるためであった(神谷笑子「離婚後の子の監護」青山道夫他編『家族法大系Ⅲ』(有斐閣、1959年)17頁参照。なお、法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録6』[富井政章](商事法務、1984年)408頁以下も参照)。父母平等の原則の下、共同親権を定めた現行法でも、離婚後は単独親権としたことから、監護者制度は維持されたが、父母平等の原則の下では、子の監護養育に適している者を親権者とすればよいのであり、親権者とは別に監護者を定める必要性は減少するとして、766条の監護者制度の活用には否定的見解も見られた。しかし、その後、民法766条は、双方が共同親権者である別居中の父母間での監護紛争に類推適用の場を広げ(最決平12・5・1民集54巻5号1607頁参照)、また、監護に関する事項に面会交流(東京家審昭39・12・14家月17巻4号55頁が、766条に基づいて面会交流を命じたリーディングケースとなっており、沼邊愛一判事による詳細な説示が付されている)や監護費用(=養育費)(審判例は、早くから離婚後の子の養育費用について766条に基づく請求を認めていた。たとえば、神戸家尼崎支審昭35・6・13家月12巻12号87頁等)を含めることによって、監護者決定以外に対象事項を広げている。
- (8) ジュリスト1084号(1996年)126頁。
- (9) 2011年民法等の改正に関する解説として、飛澤知行編著『一問一答・平成23年民法等改正』(商事法務、2011年)がある。なお、監護者、面会交流、養育費の分担が離婚の効果の規定(766条、771条。認知後の婚外子についての788条による準用を含む)として置かれている点の妥当性は議論の余地がある。離婚の効果として派生する事項ではなく親子関係に基づく効果として定められる必要があろう。犬伏由子「親権・面会交流権の立法課題」家族(社会と法)26号(2010年)35頁参照。
- (10) 法務省民事局長通達によれば、「改正法において、未成年の子がある父母

が離婚するときは、面会交流及び養育費の支払いについて取り決めるを行うよう明文化がされたところ、この明文化に関して、衆議院及び参議院の各法務委員会において、その趣旨の周知に努めるとの付帯決議がなされた」ことを受け、明文化の趣旨を周知するため、下記の欄を設ける旨の様式変更を行ったとされている。

未成年の子がいる場合は、次の□に当てはまるものにしるしを付けてください。

(面会交流)

☐ 取り決めている。

☐ まだ決めていない。

(養育費の分担)

☐ 取り決めている。

☐ まだ決めていない。

(未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

- (11) 資料提供は、m ネット代表坂本洋子氏による (m ネット通信 2012.12.28 [vol.286] にも掲載)。
- (12) <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002j6es.html>
- (13) 日本側の関心の高さを反映し、ソウル家庭法院では、日本人訪問者が示した関心事項を中心に、Q & A 形式でまとめた『ソウル家庭法院のあらまし』という日本語パンフレットを 2012 年に作成している。
- (14) ソウル家庭法院訪問に当たっては、金允貞判事 (2011 年 2 月から 1 年間慶應義塾大学法学部訪問研究員であり、現在、ソウル家庭法院家事 2 部で非訟合議事件 (主に遺産分割事件、親権喪失事件など) を担当)、及び、宋賢鐘専門調査官に仲介の労を執っていただいた。なお、ソウルへの訪問調査研究に当たっては、早稲田大学特定課題研究費 (課題名「家族に係わる個別立法 (特別法) が家族法 (一般法) に与えた影響及び相互関係の法理論的分析」研究代表岩志和一郎早稲田大学法文学術院教授) による補助を受けている。
- (15) ソウル家庭法院へは、2012 年 11 月 23 日 15 時～17 時 30 分まで、5 名 (犬伏由子、早稲田大学岩志和一郎教授、同棚村政行教授、慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程 3 年田中佑季氏、日本加除出版企画部部長真壁耕作氏) で訪問した。なお、当日応対をいただいた主席部長孫旺錫判事には、この場を借りてお礼申し上げる。ソウル家庭法院は 2012 年 9 月に現住所に移転したばかりであり、新庁舎内の施設を見学した後、事前に渡していた質問項目を中心に、金允貞判事を含む 4 名の裁判官及び宋専門調査官との質疑応答の時間を頂いた。しかし、当日は、時間も限られていたこ

とから、後日、協議離婚意思確認手続など、多くの点に関して、金判事を介して、文書による質問を行い、その都度回答をいただいたが、これらの点を含む紹介の責任は犬伏由子にある。なお、ソウル家庭法院訪問調査等にかかわる通訳、及び、資料等の翻訳の多くの部分を慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程田中佑季氏に負っている。

- (16) 配偶者間暴力（DV）だけではなく、児童虐待、高齢者虐待など、包括的に家庭内の暴力事件を含んでいるが、実際にはDV事件が中心である（二宮孝富「韓国のDVに関する法体系—日本法への示唆」生野ほか・注(6)『変貌する家族と現代家族法』251頁以下）。日本のDV事件（DV防止法に基づく保護命令事件）は、地方裁判所の管轄であるのに対し、韓国では家庭裁判所の管轄となっている点で、訪問調査の際の担当判事との意見交換から、DV事件が家族関係（親密圏）の問題であるという認識に立った事件処理が行われている印象を持った（担当判事から、DVに対して単に犯罪として処罰することより、夫婦間の経済的格差、夫婦関係の破綻・児童虐待といったDV事件に含まれている複合的問題の解決につながることが必要といった認識が述べられた）。この点さらに検討が必要であろうが、今後の課題とする。
- (17) 緒方・注(6)・報告において、これまでの改革提案には、「司法的介入アプローチ」と「行政的関与アプローチ」があったことが指摘された。「関与」と「介入」の線引きは難しいところであるが、韓国では、協議離婚制度改革に関して国家の「関与」と説明されている。
- (18) 登録事務の管掌機関に関しては、戸籍制度の時代から、大法院と法務部の間で権限をめぐる対立があり、家族関係登録制度の立法過程においても激しい議論が生じていた（申榮鎬＝裴薫・注(3)・36頁以下、文興安（金亮完訳）「韓国における身分登録制度の改変と課題」アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』（日本加除出版、2012年）145頁以下参照）。
- (19) 事件数に関しては、宋専門調査官から情報提供を受けた。
- (20) 申榮鎬＝裴薫・注(3)・182頁以下、宋＝二宮・注(3)・577頁以下参照。
- (21) 離婚意思確認申請から、3か月が経過するまでに離婚案内を受けない場合、確認申請の取り下げとみなされる（家族関係登録規則77条3項）。
- (22) 例規第341号には、[第6号書式]「協議離婚制度の案内」[資料4]が含まれており、これには、詳細に協議離婚の手続・効果が説明されていることから、この「協議離婚制度の案内」文書を申請当事者に交付する方法による。

〔資料 4〕 例規 341 号第 6 号書式「協議離婚制度の案内」

1 協議離婚とは

- 夫婦間の自由な離婚への合意によって婚姻関係を解消する制度であり、まず、管轄法院による協議離婚意思の確認を受けた後、双方が署名又は捺印した離婚申告書にその確認書謄本を添付して管轄の市（区）・邑・面の長に申告することによって離婚の効果が生じます。ここでいう“市”とは、“区”が設置されていない市を示します。

2 協議離婚手続について

(1) 協議離婚意思確認の申請

①申請時に提出する書類

○協議離婚意思確認申請書 1 通

- ・夫婦が一緒に作成し、申請書様式は法院の申請書受付窓口で用意しています。
- ・期日の告知は、電話等で行われることもありますので、申請書に電話連絡先を正確に記載し、電話連絡先に変更があった場合には、直ちに法院に届け出なければなりません。

○夫の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各 1 通

妻の家族関係証明書及び婚姻関係証明書 各 1 通

- ・市（区）・邑・面の事務所で発給。

○住民登録謄本 3 通

- ・住所地为管轄する法院に離婚意思確認申請をする場合にのみ、添付します。

- 未成年子（妊娠中の胎児を含みますが、離婚に関する案内を受けた日から 3 か月又は法院が別途定めた期間内に成年に達する子を除きます。）がいる夫婦は、離婚に関する案内を受けた後、その子の養育と親権者決定に関する協議書 1 通、その写本 2 通又は家庭法院の審判正本及び確定証明書 3 通を提出しなければなりません。夫婦が一緒に出席して申請をし、離婚に関する案内を受けた場合は、協議書は確認期日の 1 か月前までに提出することができ、審判正本及び確定証明書は確認期日までに提出することができます。子の養育と親権者決定に関する協議書（円滑に）調わない場合は、迅速に家庭法院に審判を申し立て、審判正本及び確定証明書を提出しなければなりません。未提出又は提出が遅れた場合は、協議離婚意思確認が遅れたり、不確認として処理されることがあります。

- ・特に離婚申告の次の日から、未成年の子が成年に達する前日までの期間に該当する養育費に関して協議書を作成した場合、養育費負担調査が作成され、別途の裁判なく、強制執行を行うことができるので、養育費負担について慎重に協議しなければなりません。

○離婚申告書

- ・離婚申告書は、法院に提出する書類ではなく、市（区）・邑・面の事務所に離婚申告をする際に提出する書類です。しかし、法院に申請する際、予め離婚申告書の裏面に記載された作成方法によって、夫婦が一緒に作成し、署名又は捺印後、各自 1 通を保管しておき、離婚申告の際に提出すれば便利です。

- ・申告書様式は法院の申請書受付窓口及び市（区）・邑・面の事務所にあります。

○夫婦の一方が外国にいるか、刑務所（拘置所）に収監中の場合

- ・在外国民登録謄本（在外公館及び外交通商部が発給）1 通、又は、収容証明書（刑務所及び拘置所が発給）1 通を添付します。

②申請書を提出する法院

- 離婚当事者の登録基準地又は住所地を管轄する法院に、夫婦と一緒に出席して申請書を提出しなければなりません。
- ・夫婦の一方が外国にいる場合又は、刑務所（拘置所）に収監中の場合に限り、他の一方が単独で出席して案内を受けることができ、添付書類は申請書提出時に全て添付しなければなりません。

③離婚に関する案内

- 法院から、離婚に関する案内を必ず受けなければならない、相談委員の相談を受けるよう勧告されることがあります。特に、未成年子の養育と親権者決定に関し、相談委員の相談を受けた上で協議書を作成することを勧めます。
- 申請書が受け付けられた日から3か月が経過するまでに離婚に関する案内を受けなければ、協議離婚意思確認申請は、取り下げられたものとみなします。

④熟慮期間の短縮又は免除

- 案内を受けた日から未成年子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には3か月、成年到達前1か月後から3か月以内の未成年子がいる場合には成年に達した日、成年到達前1か月以内の未成年子がいる場合及びその他の場合には、1か月が経過した後に離婚意思の確認を受けることができますが、家庭内暴力等の急迫の事情によって上記期間の短縮又は免除が必要な事由がある場合には、これを疎明して事由書を提出することができます。この場合、特に相談委員の相談を通じて事由書を提出することができます。
- 事由書の提出後7日以内に確認期日の再指定の連絡がない場合には、最初に指定した期日が有効であり、これに対しては異義を申し立てることができません。

⑤申請書の取り下げ

- 申請書の受付後にも離婚意思確認を受ける前まで、夫婦の一方又は双方は法院に申請を取り下げることができます。

⑥協議離婚意思の確認

- 必ず夫婦と一緒に、本人の身分証（住民登録証、運転免許証、公務員証及び旅券のいずれか）と印鑑を持参し、通知された確認期日に出席しなければなりません。
- 確認期日を2回にわたって出席しなかった場合、確認申請を取り下げたものとみなすので、再度、協議離婚意思確認の申請をしなければなりません。
- 夫婦に離婚意思並びに未成年子がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判正本及び確定証明書が確認されたときは、法院は、夫婦に対し、確認書謄本1通並びに未成年の子がいる場合、協議書謄本及び養育費負担調書正本又は家庭法院の審判正本及び確定証明書1通ずつを交付します。
- 確認期日までに協議をすることができなかったために家庭法院に審判を申し立てた場合は、確認期日に出席してその事由を疎明しなければなりません。
- 子の福利のために、法院は子の養育と親権者決定に関する協議について補正を命ずることができ、補正に応じなかった場合には、不確認として処理されます。
- 不確認として処理された場合には、家庭法院に別途、裁判離婚又は裁判による親権者指定などを請求することができます。

(2) 協議離婚の申告

- 離婚意思確認書謄本は、交付を受けた日から3か月を経過するとその効力を失い

ますので、申告の意思がある場合には、上記期間内に、当事者の一方又は双方が市（区）・邑・面の事務所に確認書謄本を添付した離婚申告書を提出しなければなりません。

- ・離婚の申告がなければ離婚は成立せず、上記期間を経過した場合には、再度家庭法院の離婚意思確認を受けなければ、離婚申告をすることができません。
- ・未成年の子がいる場合には、離婚申告時に、協議書謄本又は審判正本及びその確認証明書を添付して親権者指定の申告をしなければならず、妊娠中の子がいる場合には、離婚申告時ではなく、その子の出生申告時に協議書謄本又は審判正本及びその確認証明書を添付して親権者指定の申告をしなければなりません。
- ・確認書謄本を紛失した場合：確認書謄本の交付を受けた日から 3 か月以内であれば、離婚意思確認申請をした法院から、確認書謄本の交付を再度受けることができます。
- ・法院は協議書原本を 2 年間保存した後廃棄するので、法院から交付を受けた協議書謄本を離婚申告前に写本をして保管してください。

(3) 離婚意思の撤回

- 離婚意思確認を受けた後であっても、離婚の意思がない場合には、市（区）・邑・面の長に対し、確認書謄本を添付して離婚意思撤回書を提出しなければなりません。
- ・離婚申告書が離婚意思撤回書より先に受け付けられた場合には、撤回書を提出しても、離婚の効力が生じます。

3 協議離婚の効果について

- 家庭法院の離婚意思確認を受け、申告することによって婚姻関係が解消します。
- 離婚後においても、子に対する父母の権利と義務は協議離婚にかかわらず存続しますが、未成年子（妊娠中の子を含みます。）がいる場合には、その子の養育と親権者決定に関する協議書又は家庭法院の審判に従います。
- 特に、離婚申告の次の日から、未成年の子が成年に達する前日までの期間に該当する養育費に関して、養育費負担調書が作成され、離婚後、養育費負担調書による養育費を支給しなければ、養育費負担調書正本に家庭法院が付与した執行文を添付して、強制執行することができます。
- 離婚する夫と異なる登録基準地の使用を希望する妻は、別途登録基準地変更申告をしなければなりません。

法院名		事件 番号		担当 裁判部	電話：	確認 期日	1 回： 2 回：
離婚案内を受けた事実を確認							

- (23) 協議離婚の離婚案内は午前（10：00～11：00）と午後（16：00～17：00）に行われており、訪問当日は午後の部に20分ほど参観し、6組ほどの参加夫婦に対し、女性調査官がDVD等を利用して、巧みに語りかけている様子を見学した。宋専門調査官の説明では、夫婦が一緒に参加することについて、特に暴力などのリスクはあまり生じていないとのことである。1979年から協議離婚意思確認制度が始まっていて、夫婦双方が出頭するという手続は定着していることや、元々、協議離婚は、離婚について夫婦間での合意が可能である場合が前提で、夫婦間の葛藤が比較的高くはない当事者が利用していることにもよるであろう。なお、午後（13：00～14：30）には、裁判離婚の当事者に対する親教育も実施され、これについては、第2章3、(2)、及び、当事者の評価については第2章3参照。宋＝二宮・注(3)・581頁以下、587頁以下も参照。
- (24) たとえば、民間機関である家庭法律相談所に所属する専門家も相談員に委嘱されており、ソウル家庭法院庁舎内にも出張して相談業務に当たっている。相談室の外には、家庭法律相談所が作成した多文化家族向けなど多種のパンフレットも備えていた。そのほか、健康家庭支援センターは、協議離婚と裁判離婚の相談に当たっている（個人あるいは機関の資格で）。
- (25) 熟慮期間の短縮申請の他の例としては、外国駐在者が大使館を通じて協議離婚手続を進める場合があり、この場合は大使館を通じて書類が来るので離婚手続自体に多くの時間がかかるため、離婚手続に付されてからの期間との関係で、熟慮期間の短縮申請をしているとのことであり、このような事件は、ほとんど全ての熟慮期間の短縮申請を認容し、事件処理をしているとのことである。
- (26) 2回とも欠席の場合は、確認申請を取り下げたものとみなされる（家族関係登録規則77条2項）。当事者の欠席理由は様々だが、離婚意思を撤回した場合もありうる。忙しくて出席できない場合など、あらかじめ連絡して期日の延期を要請した場合には、期日の再指定を行うこともあるとのことである。
- (27) ソウル家庭法院では、例規第341号第3号書式「子の養育と親権者決定に関する協議書」をアレンジして作成した様式を使用しているとのことである。
- (28) 理論上は、遅くとも確認期日までに提出されればよいとのことである。
- (29) 1990年1月13日の韓国民法改正（法律第4199号）までは、離婚後に母が親権者となることは認められていなかった（改正前909条5項）。また、

離婚後の養育責任についても、父母間で協定しないときは、父に属するとされていた (改正前 837 条 1 項)。この点は、注(7)で触れたように、日本における明治民法下と同様の親権における父母間の不平等が、最近まで韓国法には残されていたことを指摘しうる。

- (30) 従来、離婚後の単独親権者死亡後、未成年後見開始ではなく、生存している他方の親が自動的に親権者となるかの点に関して、大法院 1994 年 4 月 29 日判決はこれを肯定したが、学説上は論議があった。そこで、韓国民法 909 条の 2 を新設し、単独親権者死亡の場合に、生存父・母が親権者となるためには、家庭法院への親権者指定請求を必要とする内容の改正を行うことによって、生存親が自動的に親権者となることを明文で否定した。金亮完「韓国の親権法改正」戸籍時報 671 号 (2011 年) 47 頁参照。
- (31) 例規第 341 号第 3 号書式「協議書作成の手引き」、及び、「親教育指針書」(本誌本号 107(76)頁参照)に、養育者の役割として示されている。
- (32) ソウル家庭法院 H P 掲載の「養育費算定基準表」について、山梨学院大学金亮完准教授から日本語訳の資料提供を受けた。これによると、子が都市に居住する場合と農漁村に居住する場合の 2 パターンがあり、父母の合算所得と子の年齢に応じて (一定幅で) 養育費が決まり、これを父母の分担比率に応じて負担するようになっている。金判事によれば、「養育費基準算定表」に関しては、2012 年 7 月頃に解説書が発刊され、全国の法院に配布されたとのことである。
- (33) 2007 年韓国民法改正によって協議離婚の際の養育費負担協議の義務化が実現されたが、当事者間の合意の実効性に対する疑問の声も出されていたことから、2009 年 5 月 8 日に養育費履行確保などのための家事訴訟法・民法の改正が行われた (金亮完「養育費履行確保等のための韓国の家事訴訟法・民法の改正」戸籍時報 644 号 (2009 年) 21 頁以下に紹介がある)。これにより、家庭法院は、離婚意思確認手続において、当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認した上で、養育費負担調書を作成することが義務づけられ、調書に執行力が認められた (韓民 836 条の 2、5 項)。家事訴訟法にも、財産明示制度 (48 条の 2) や財産照会制度 (48 条の 3)、養育費直接支払命令 (63 条の 2)、担保提供命令制度 (63 条の 3) などが導入された (さらに、2010 年 3 月 31 日法律第 10212 号により改正されて現行条文となっている)。ソウル家庭法院において、職権又は申立による財産開示 (財産目録の提出) や、財産照会は相当活用されているとのことである (韓国民事執行制度 (これに含まれる監置処分等) の紹介や、韓国の財産明示

制度が大いに利用されていることについて、古賀政治「韓国における金銭債務名義の実効性担保のための制度—財産明示制度を中心として」判タ1382号（2012年）39頁参照。

- (34) 2007年12月21日の改正に、民法改正委員会のメンバーとしてかわっておられたソウル大学尹眞秀教授を訪問した際（2012年11月23日）に、面接交渉が「子の権利である」と規定されたのは、「子どもの権利条約」の趣旨をふまえたものであるとの説明をうかがった。なお、李勝雨（権澈訳）「韓国における最近の民法改正：家族法」ジュリスト1362号（2008年）100頁参照。
- (35) 2012年12月現在、ソウル家庭法院の裁判官の数は、法院長を含め35名である。家事訴訟担当の裁判部は、合議事件3部（各判事3名）、単独事件8部であり、家事非訟事件担当の裁判部は、合議事件1部（判事3名）、単独事件5部（そのうち、2名が協議離婚意思確認事件及び申請事件との兼職）である。少年事件担当の裁判部は、単独事件5部（そのうち、2名は家庭保護事件を兼職）である。
- (36) 当事者が提出した協議書に記載されている養育費の負担に関する内容を、確認期日前に法院事務官が、あらかじめ養育費負担調書案として作成しておく。
- (37) 当事者の養育費協議の内容をできるだけ尊重するが、協議書が提出されない、また、協議された額が過度に過小又は過大な場合に参考とするため、添付書類の提出を勧告することがあるとのことである。
- (38) 「養育費算定基準表」は、養育費ガイドラインを公式化した点に意味があるが、当事者や裁判部を拘束する効力はないとのことである。家庭法院が裁判離婚や家事審判で養育費を決定する場合にも、基準表が拘束力を持つわけではなく、一応の参考基準となるだけで、事案によって明らかになった具体的事情によって、弾力的に養育費算定基準表を活用することもできるとのことである。ソウル家庭法院による基準表の公表から、まだ日が浅いため、日本において実務上定着している「養育費・婚姻費用算定表」との差異について、判断することはできない。
- (39) 協議離婚の申告は、夫婦の一方が行うこともでき（家族関係登録規則79条）、申告が行われる前であれば、離婚意思の撤回が認められる（撤回の手続については、家族関係登録規則80条による）。

第 2 章 韓国における家庭法院での離婚夫婦に対する親教育

1 親教育プログラムの誕生した背景

(1) 家庭法院と家庭法院専門調査官制度の発展

韓国で初めに家庭法院の手続として親教育の導入の必要性を提起したのはソウル家庭法院専門調査官であった。民間機関の中で、アメリカでの離婚適応教育プログラム (Divorce Adjustment Education Program) を応用して、離婚過程中あるいは離婚後の親の一方を対象にした試みは稀にあったが⁽¹⁾、これは家庭法院とは全然関わりがないプログラムであった。2002 年当時、始まったばかりの家庭法院専門調査官制度を活性化する為の企画の一環として、最初に親教育プログラムの導入が検討されたが⁽²⁾、当時は全般的に家庭法院の福祉的な機能やサービスに関する理解が深くなかったので、親教育プログラムの導入は採択されなかった。しかし、最近では、韓国の大法院が家庭法院の目標を「後見的・福祉的な機能、問題解決法院」と宣言するほどに⁽³⁾、家庭法院に関する認識に大転換が成された。また、家庭法院が全国的に広がり、家庭法院専門調査官の人数も増えている。このような変化が親教育プログラムの導入と発展に対する原動力になった。

韓国では、1963 年 10 月 1 日に最初の家庭法院として「ソウル家庭法院」が創設されたが、2011 年 4 月以前までは家庭法院はソウル特別市だけであり、他の地域では、地方法院 (裁判所) が家庭法院の事件を担当してきた。創設当時のソウル家庭法院は、「治療法院、教育法院、福祉法院」を目指して動き始めた⁽⁴⁾。その一環として、1963 年 12 月には、心理学、教育学などの人間関係諸科学分野の専門家を採用して最初の家庭法院調査官制度を設けた。しかし家庭法院調査官制度に関する数度の専門化の企画がうまくいかず、2001 年直前には専門調査官はなくなり、法院書記官が調査官を兼ねるにとどまってしまった。その当時、調査官が行った仕事は唯離婚事件の有責要因を調査するだけで、すなわち、家庭法院が司法的機能だけを担った状況になった。家庭法院に対しては社会的期待が満たされないでいたという批判も受けた。

そこで大法院は 2001 年に「司法発展計画」の一環として、人間行動科学

分野の修士以上の学歴を持っていて、臨床心理士、ソーシャルワーカー等の資格があり、かつ民間の病院や相談所等の経歴のある8名を専門調査官として採用して、再び新たな家庭法院専門調査官制度を設けた⁽⁵⁾。その後、2013年1月現在、全国の家家庭法院調査官は約130名、専門調査官は72名である。そのうち、調査官32名、専門調査官18名はソウル家庭法院に勤めている。人数が足りないので、家庭法院内部のリソース（裁判官を含む）だけではなく、民間のリソース、民間機関、専門家とさまざまな協力や連携をしている。調査官の任務としては、①事実調査、②調整措置、例えば、外部の相談機関や専門家の活用など、③履行勧告、④期日出席、⑤外部資源の発掘と管理（Case Management）、⑥親教育がある。また、2005年2月から法官の中で5年～7年間、家庭法院事件だけを取り扱う「家事少年専門法官」制度も始まり、2012年現在には全国的に61名の法官（裁判官）が家事少年専門法官として働いている。家事少年専門法官と専門調査官が親教育の制作と今までの発展において重要な役割を果たした。

2011年4月から、高等法院のある都市、釜山（プサン）、大田（テジョン）、光州（ファンツ）、大邱（テグ）に家庭法院4庁を新設し、ソウルと合わせて5か所となった。また全国16か所の家庭支部を新設した。家庭法院の関係者は、地方法院のある全ての都市にも家庭法院を新設することを目指しており、2016年には、その最初の例として仁川（インチョン）に家庭法院を新設する。大法院は家庭法院が進むべき道として「審判を乗り越えて回復と治療へ」、家庭法院の目標として「1. 後見的・福祉的な機能、2. 問題解決法院」、目標達成の方法として「1. 司法サービス機能の強化、2. 相談・教育機能と外部機関との連携、3. 人的・物的施設の完備」と宣言していた⁽⁶⁾。このような約10年間の家庭法院と家庭法院調査官制度を巡る変化のプロセスの中、協議離婚の場合は2008年6月22日から、裁判離婚の場合は2010年1月11日から、家庭法院での親教育が始まった。

(2) 離婚の急増と子どもの福利に関する認識の向上

韓国は1998年から離婚が急激に増加して2003年には人口1,000人あたりの離婚件数を表す粗離婚率（普通離婚率）が3.4にまで至り⁽⁷⁾（2003年度の日

本の粗離婚率は2.25)、離婚問題に対する社会的関心が非常に高まるようになった。詳しく見ると、1997年には約92,000件(粗離婚率2.0)が、2003年には約170,000件(同3.4)に増加した。さらに、総離婚件数のうち、約60%に未成年の子がいることが注目された。特に全体の離婚の85%程度を占めている協議離婚がもたらす弊害、すなわち一時的な感情対立による軽率な離婚、そして子どもに与える被害に関する十分な関心を持たない無責任な離婚に対する懸念が、有識者やNPO団体などから社会全般に広がるようになった⁽⁸⁾。2006年12月に韓国の女性家族部⁽⁹⁾が発表した「離婚後の子どもの養育実態調査」によると、離婚による母子世帯の就職率は82.8%(離婚前50.9%)であり、その内65.0%は非正規職として働き、平均所得も約100万ウォン以下(2006年の韓国の世帯平均所得約300万ウォン)であった。養育費を支払ってもらえない世帯は83.7%であり、離婚後に一番困っているのが子どもの養育費の問題である世帯が88.6%であった。また、定期的に面接交渉をする世帯は9.8%に過ぎない、連絡又は交流を全然しない世帯も47.8%に至った⁽¹⁰⁾。

このような状況は、協議離婚制度の改革を導く重要な理由であった。協議離婚制度の改革には2つの目的があったが、1つは、軽率な離婚を防いで家庭を守る方向も考えること、もう1つは、子どもの被害を最小化することであった。2008年の最初の協議離婚に関する親教育の内容の中では離婚に関して再考することも小さくない比重を占めたが、だんだん比重が小さくなった。最近では子どもの福利を中心にして親のまじめな協議を支援することを重視することになった。

裁判離婚の場合には、普通協議離婚より父母間の対立感が強く、子どもの福利が損なわれる弊害が生じる危険性が高い。そこで、ソウル家庭法院では2009年8月に、裁判離婚において疎外されている子どもの問題を総合的に解決して子どもの福利を守るために、家庭法院の法官5名、専門調査官6名、外部の委員3名が集まって「子ども問題ソリューション会」を発足した⁽¹¹⁾。その活動の一環として、裁判離婚の当事者向けの親教育プログラムを開発した。

(3) 家族法の改正

韓国では、1979年1月1日から、夫の強圧によって妻が追い出される離婚や、妻が知らないままになされる協議離婚を防止して、女性の利益、福祉を守るために、家庭法院が協議離婚に対して当事者の意思を確認する制度を設けた。この離婚意思確認とは、夫婦に離婚意思が有るか否かを明らかにすることに過ぎないものであるから、当事者の親権に関する協議と子の福利との適合性、養育費、面接交渉には関与ができなかった。

しかし2007年の民法改正により、協議離婚の当事者は子の養育に関する協議書や、それに関する家庭法院の審判書正本を提出しなくなることになった（韓民836条の2）。養育に関する協議書には養育者の決定、養育費用の負担、面接交渉の行使の可否とその方法を含めなければならず（韓民837条の2項）、協議の内容が子の福利に反する場合は、家庭法院は補正を命じ、あるいは、その子の意思、年齢、親の財産状況、その他の事情を参酌して養育に必要な事項を定めることができるようになった（同条3項）。また、協議離婚する前に一定期間離婚を再考する熟慮期間を導入し、養育するべき子がいる場合には3か月、いない場合には1か月の期間が経過した後、離婚意思の確認を受けなければならなくなった。ただし、暴力により一方当事者に耐え難い苦痛が予想されるなど急迫な事情がある場合には、期間を短縮又は免除することができる。ここで言う熟慮期間とは家庭法院で行う離婚に関する案内に参加してからの期間をいう。未成年の子のいる当事者にはこの案内の中、離婚が子どもに与える影響、養育費と面接交渉の重要性などに関する親教育を実施している。家庭法院は、必要と認めた場合は当事者に対し、専門的な知識と経験を備えた専門相談員との相談を勧告することができる（韓民836条の2）⁽¹²⁾。

裁判離婚に関しては、法院は、申請しなくても、職権で親権者を指定することができるようになり（韓民909条4項）、裁判離婚の過程で、裁判官が、親権者の指定や養育と面接交渉について、当事者に協議するように勧告することもできるようになった（家事訴訟法25条）。また、「子を直接養育しない父母の一方と子は相互に面接できる権利を有する」（韓民837条の2）として、子も面接できる権利を持っているということを定めた民法改正もなされ

た⁽¹³⁾。2009 年の民法改正により (2009 年 8 月 9 日から施行)、家庭法院は当事者が協議した養育費の負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならなくなったが (韓民 836 条の 2)、この調書には執行力を付与している (韓民 836 条の 2、家事訴訟法 41 条)。

このような民法などの改正の意味するところは、親の離婚が与える被害から子どもを守り、離婚後の親の責任を強化することが要請されていると言うことである。韓国での親教育はこのような家族法の改正が進んだプロセスの中で制作され、その改正の意味と内容を伝播あるいは実現するプログラムとして位置づけることもできる。

2 親教育プログラム制作の過程

(1) 準備段階

①協議離婚制度の改正に着手する以前

韓国における法院での最初の親教育プログラムは 2001 年 7 月から始まった家庭法院専門調査官制度の活性化の為の企画として検討され、2002 年の「家事調査業務の活性化方案」と「調査官制度に対する検討」の中ではアメリカの親教育プログラム⁽¹⁴⁾、オーストラリア家庭裁判所のインフォメーションセッション⁽¹⁵⁾等が紹介された。検討の過程で、アメリカにおける親教育プログラムの中では、法院が外部の精神保健分野の専門家 (Mental Health Professor) と連携して数回のワークショップの形で行い、なお、また子ども向けのワークショップもあったことが興味深く受け取られた。

当時は、家庭法院の福祉的な機能に関する概念に馴染みがなかった状況なので、法院外部の専門家 (専門機関) と連携して何回か続けられる形のプログラムの導入は無理であった。そこで、アメリカの裁判所で 1 回 2 ～ 4 時間で行われる短期親教育 (Brief Divorce Education Program) ⁽¹⁶⁾とオーストラリアの家庭裁判所で手続の初期段階にコートカウンセラーが関与するインフォメーションセッションを参考にして、ソウル家庭法院の専門調査官が裁判離婚手続の初期段階で子どもの被害を守る為に父母がすべき言動などを伝える教育的な説明会を企画したが⁽¹⁷⁾、採択されなかった。しかし家庭法院の関係者には親教育プログラム導入の必要性和家庭法院調査官の仕事とし

て可能であるという認識が生じる切っ掛けになった。この結果、2003年にソウル家庭法院では専門調査官が未成年子のいる夫婦向けの『助けの木』という8頁のパンフレットを制作し、協議離婚の申請の際、また、家事調査や調停・審理期日などで配るようにした。専門調査官はこのパンフレットを調査面接の当事者を一対一で教育する資料として利用した。このパンフレットはアメリカで運営されていた『General Responsibility As Separating Parents』(GRASP)、『Helping Children Succeed After Divorce』(HCSAD)等のプログラム内容とバージニア州の法律協会が制作したパンフレットである『Spare the Child』を参考にして作った⁽¹⁸⁾。『助けの木』には父母間の紛争による子どもの傷、子どもの年齢に従って現れる子どもの行動と親の望ましい言動、父母間の平和的な紛争解決の重要性などが含まれていた。『助けの木』は2008年から本格的に親教育のプログラムを制作した際に非常に参考になり、現在、親教育の資料として用いられている『父母』の前身である。

②協議離婚制度の改正の過程

親教育プログラムの必要性が社会的な関心を集めたのは、離婚の急増などの背景によって行われた協議離婚制度の改正の過程であった。韓国家庭法律相談所などのNPO女性団体は、例えば一時的な感情に巻き込まれて行う軽率な離婚や、親が離婚による子どもの問題などに関して十分な考慮をしない或いは十分な知識も持たずに行う離婚など、当時の協議離婚制度の弊害と問題の解決策として「離婚前相談制度の導入と離婚相談の義務化」を主張した。然るにこの離婚相談制度とは欧米の離婚カウンセリングと離婚調停(Divorce Mediation)と離婚教育(親教育)プログラムを総合したものであるし⁽¹⁹⁾、導入の目標も相談、教育、調停の内容が混在していた⁽²⁰⁾。このような離婚相談制度は教育的な観点で見ると個人的教授のような性格があるといえよう。それに対して、アメリカにおける義務化傾向にあるプログラムはカウンセリングではなくて、親教育と離婚調停であることを指摘して、離婚相談の導入をカウンセリング的な側面、調停的な側面、教育的な側面とに分別し、カウンセリングと調停の性格とは区別される手続であるとして、グループ教育の形である「説明(オリエンテーション)会」を設けて、協議離婚手

続の説明と親教育を同時に行うべきであろうという主張が提起された⁽²¹⁾。また、1996 年イギリス離婚法による案内会 (Information Meeting) 制度などを参考にして、参加を義務化する「協議離婚案内」という手続を設け、離婚手続・離婚結果 (財産分割、子ども養育、面接交渉など)・離婚が子どもに与える長短期的な影響などに関する説明を提供するという、主張もあった。さらに、離婚相談及び調停の参加は当事者の意思に委ねるべきであるという主張もあったが⁽²²⁾、その主張には協議離婚案内の運営方式に関する具体的な言及はなかった。

結局、2007 年 12 月 21 日、離婚案内と離婚相談に関しては、次のような民法改正がなされた。「第 836 条の 2 (離婚の手続) ①協議上離婚をしようとする者は、家庭法院が提供する離婚に関する案内を受けなければならない、家庭法院は、必要な場合、当事者に相談に関して専門的な知識と経験をそなえた専門相談者の相談を受けることを勧告することができる。」。即ち、離婚案内は義務化されたが、離婚相談は勧告にとどめられた。しかし、離婚案内の形式、内容、担当者などは定められず、運営方式は法院の側に委ねられた。

(2) 制作段階

①協議離婚案内の運営方式をめぐる論議

韓国における法院での本格的な親教育プログラムは民法改正による新たな協議離婚制度の施行と共に始まった。2007 年 12 月 21 日に改正され、2008 年 6 月 22 日から施行された新たな協議離婚手続はおおよそ「a. 協議離婚意思確認申請→ b. 協議離婚に関する案内 (離婚案内)→ c. 専門家との相談 (選択事項)→ d. 熟慮期間の進行 (未成年子の場合 3 か月、いない場合 1 か月)→ e. (未成年子がいる場合) 協議書又は審判正本の提出→ f. 協議離婚の意思の確認」であった。しかし、各々の手続をどう運営するのは定められなかった。ソウル家庭法院では法官 5 名、書記官 2 名、専門調査官 3 名を合わせて総 10 名を会員とする「ソウル家庭法院協議離婚手続研究会」を結成し、新たな形式の協議離婚手続を研究した⁽²³⁾。この研究会の結果は 2008 年 6 月に改正された「家族関係の登録等に関する規則」及び「協議離婚手続及び家族関係登録事務処理指針」(大法院家族関係登録例規第 276 号)

に大部分が反映された。その研究会では協議離婚手続に関して全般的な論議が行われたが⁽²⁴⁾、本論説では 親教育と関わりがある離婚案内を中心にして紹介する。当時は離婚案内の運営に対して、(ア)案内の内容、(イ)案内の方式、(ウ)案内の主体に関する議論があった⁽²⁵⁾。

(ア)内容に関する議論

離婚案内で申請者に伝えられるコンテンツとしては「a. 協議離婚の手続、b. 離婚関連の法的な問題（慰謝料、財産分割、親権と養育権、養育費用、面会交渉など）、c. 親教育」と大別できる。まず、離婚案内の中で申請者に新たな協議離婚手続を説明することに関しては異論がなかった。しかし、離婚関連の法的な問題に関してはどの程度伝えるかに関して議論があった。即ち、改正民法によると、未成年者がいる夫婦が協議しなければならない事項としては、養育者の決定、養育費の負担、面接交渉権を行使するか否か及びその方法（韓民 837 条）だけであるのに、協議離婚に関する案内の内容で慰謝料や財産分割も含める必要があるかという意見があった。しかし協議離婚後の他の財産などの紛争を予防するために、慰謝料と財産分割に対する基本的な概念も伝える必要があるという主張が多数説であった。親教育に関しては、法院で行う離婚案内であるのに、親の離婚が子どもに与える影響・子どもの年齢に従った親の離婚に対する行動等の心理学・社会福祉学的内容を伝える必要があるのかという問題提起があった。これは「ソウル家庭法院協議離婚手続研究会」では出なかったが、結果報告後に他の地方法院などから出た問題意識であった。結果的には、協議離婚と家事事件を担う判事などに、今回の改正民法の趣旨に照らすと、法院は、父母が合理的に子どもの福利に関する最善の結果をもたらす協議ができるように積極的な教育をする必要があるという主張が力を得た。

(イ)案内の方式に関する議論

協議の内容に関する論議は案内の方式とも関わりがある。すなわち、協議離婚の申請者を分別しないで案内する「一括案内」方式を採択するか、それとも未成年子の有無によって申請者を分別する「分離案内」方式を採択するかに関する議論があった。もし離婚案内の中で、親教育に関するコンテンツを含めれば、これは未成年子がいない当事者には必要のないことなので、

「分離案内」方式を採択する必要性が高まることになる。検討の結果、改正民法は慎重な離婚と共に未成年子の福利の保障に主眼点を置いていることと家庭法院の後見的な機能を考慮して、未成年子の有無によって当事者を分別して施行する「分離案内」方式を採択した。また、申請した夫婦一組ずつに案内する「個別案内」方式を行うか、それとも申請者を集める「グループ案内」方式を行うかに関しても論議があった。「個別案内」方式は申請者のプライバシーを守ることができるメリットがあるが、「個別案内」方式で行うと法院の仕事が急増して実際には施行できないし、親教育では他の親との意見交換も必要となるので「グループ案内」方式を採択した。

結論的に、未成年子の有無によって申請者を分離して、未成年子がない夫婦には協議離婚手続と離婚関連の法的な問題を伝える「共通案内」を行うが、未成年子のいる夫婦にはこの「共通案内」に親教育を加える「父母案内」(最近には「子女養育案内」と呼ばれる)を施行することになった。そして離婚案内に利用する視聴覚資料は共通案内用と父母案内用を分けて制作した。父母案内用の視聴覚資料である「未成年子がいる夫婦案内」はソウル家庭法院専門調査官で構成された「親教育研究チーム」の研究結果に基づいて制作された。

(ウ)案内の主体

離婚案内の主体としては、共通案内は協議離婚を担当する部署の法院書記官が、父母案内は家庭法院調査官が担当することにした。共通案内では法院書記官が単純に視聴覚資料をつけて関連書面を配る程度で関与したが、父母案内においては調査官が視聴覚資料と書面資料を利用して直接に講義(説明)をすることにした。最近、ソウル家庭法院では、効率的な運営のために、未成年子のいない申請者に対する共通案内はしないで、申請する夫婦一組ずつに書面資料を利用して簡単な説明をするように簡略化した。父母案内は、「親教育研究チーム」が相次いでモニタリングしてさらに充実化して行っている。

②裁判離婚における親教育の制作

(ア)子ども問題ソリューション会の発足以前

2001年に家庭法院専門調査官制度が始まってから、専門調査官が家事調

査の面接の中で行っていた当事者との一対一形式の親教育は、正式な手続ではなく家事調査の一部として行われていたもので、色々な限界はあった。裁判離婚においての本格的な親教育プログラムは、「子ども問題ソリューション会」で行う仕事の一環として、2010年1月10日からソウル家庭法院で施行された「未成年者である子どものためになる親教育」が最初であった。2008年の「ソウル家庭法院協議離婚手続研究会」では、裁判離婚の当事者は対立感情がもっと深刻で、離婚後における未成年子との面会交渉の円満な施行と望ましい親役割モデルの成立のためには、父母に対する教育の必要性がもっとも緊要であるので、裁判離婚にも親教育プログラムを導入するべきであると検討意見が出された⁽²⁶⁾。そして、ソウル家庭法院では「裁判離婚当事者に対する親教育準備チーム」を構成して論議を始めたが、うまく進まなかった。

(イ)子ども問題ソリューション会の発足

裁判離婚の当事者向けの親教育プログラムは、ソウル家庭法院で2009年8月に発足された「子ども問題ソリューション会」で本格的に制作された。この会が目指したのは裁判離婚において疎外されている子どもの問題を総合的に解決して子どもの福利を守ることであった。発足の当時には家庭法院の法官5名、専門調査官6名、外部の委員3名が集まって立ち上げたが、2012年には、ソウル家庭法院で家事事件を担当する法官17名と家事事件を担当する専門調査官10名が会員として活動した。この会で行われた仕事は、3つあり、それぞれグループに分けていた。一番目は、親教育プログラムの開発とその全国への普及、パンフレットの作成、養育手帳の作成などである。二番目は、面接交渉の支援、特にキャンプの実施であり、三番目は外部機関とのネットワークの構築として、外部の専門機関、専門家と連携し、離婚相談の体制作りをすることなどである。

2001年から蓄積されていた研究結果と協議離婚での経験があったからこそ、2009年8月に子ども問題ソリューション会を発足して5か月弱後である2010年1月10日から裁判離婚の親教育を実行することができた。裁判離婚の親教育は国内外の研究と出版物を参考にしたが、参考になった外国の親教育プログラムは上の2(1)①に記載したアメリカのGRASP、HCSAD、

『Spare the Child』以外に、カナダのブリティッシュコロンビア州の親教育ハンドブック⁽²⁷⁾、オーストラリア心理学会の『Parenting after Separation』⁽²⁸⁾、日本の大阪家庭裁判所の親教育プログラム⁽²⁹⁾、最高裁判所の制作した DVD ビデオ「子どものある夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」がある。

2010 年 1 月 10 日に親教育が始まって以降、ソウル家庭法院の法官と専門調査官が自主的にモニタリングし、また、年に 1 度、参加者にアンケートを行っている。ソウル家庭法院の専門調査官で構成している「親教育チーム」ではこの資料などに基づいて協議離婚と裁判離婚の親教育プログラムをバージョンアップしているが、最近では 2012 年 12 月にバージョンアップした。

(3) 全国的な拡大段階

協議離婚の場合は改正民法によって 2008 年 6 月 22 日から全国的に「父母案内」が実施されたが、実際には法院によって実行方式などがばらばらであって、ソウル家庭法院の様にうまく行かなかった。また、裁判離婚における親教育も最初はソウル家庭法院だけで実施された。このような状況の中で、2010 年月中旬から、ソウル家庭法院の「子ども問題ソリューション会」の試みが全国の家庭法院と地方法院に広がり、その中でもソウル家庭法院の（協議離婚と裁判離婚）親教育プログラムが一番早く全国の法院に普及した。

その切っ掛けとなったのは、2010 年 8 月に親教育の全国的・発展的な拡大を図るために、参加を希望する全国の法官と専門調査官を会員とする全国の組織である「親教育共同研究会」の発足であった。この研究会では親教育を全国の法院に普及するために、視聴覚資料のバージョンアップ、新たな教育補助資料である小冊子『父母』の制作、親教育実施者のハンドブックである『親教育指針書』⁽³⁰⁾の制作、全国親教育の担当者のワークショップの開催などを行った。この研究会は 2012 年 9 月 19 日に大法院裁判例規第 1400 号（裁特 2012-2）として制定された「家事裁判・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子ども養育案内に関する指針」にも関わりがあった。

当初は、裁判離婚の親教育に関する直接的な法的根拠がないので、ソウル家庭法院では「親教育に関する内規」（ソウル家庭法院内規第 186 号）を制定

して実施し、他の法院でも同様な実情であった。そこで、2012年9月19日に大法院裁判例規第1400号である「家事裁判・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子ども養育案内に関する指針」が制定され、2012年11月1日から施行された。その時から韓国では法院での親教育を「子女養育案内」と称するようになった。この例規では裁判官などが未成年子女の福利のために必要な場合には当事者などに子女養育案内を受けることを勧告できることにした（4条の②）。

3 親教育の内容と教育方法

(1) 協議離婚

法院に離婚意思確認申請が行われた当日に、夫婦双方が参加する離婚案内を実施する。ソウル家庭法院では、毎日、午前中に1回、午後2回（内、1回は裁判離婚の当事者用）、1時間程度の離婚案内（養育案内）を専門調査官が当番制で実施するが、1回に5～6組の夫婦が受ける。

2013年2月現在、未成年子がいる夫婦に対する協議離婚案内である子女養育案内（以下、「養育案内」）の内容は、協議離婚の手続、離婚関連の法的な問題と協議書作成、親教育に大別できる。この概要は[表1]の通りである。

[表1] 協議離婚での養育案内の概要(2012年12月バージョン)

主題	内容	細部事項	資料等
導入	動機付け	・調査官の挨拶 ・離婚案内の枠組みと所要時間 ・養育案内の重要性の強調	パワーポイント
協議離婚手続	・協議離婚手続の流れ ・離婚関連法的問題	・申請、離婚案内、熟慮期間などの手続の流れ ・離婚相談の勧告 ・熟慮期間内ですべき事項 ・慰謝料、財産分割の概念など ・協議書（養育計画）作成の重要性	DVD
協議書	協議書の説明	・協議書の内容 ・養育計画の重要性 ・協議内容が子どもに与える影響 ・協議の過程での子どもの参加と離婚後の適応	協議書の書面
離婚関連法的問題	・離婚と子の養育責任 ・親の責任と子どもの福利	・親権・養育権、養育費、面接交渉の概念 ・子どもの最善の利益を中心にする協議 ・養育費支払の義務と強制的な履行の方法 ・面接交渉の留意事項	DVD

主題	内容	細部事項	資料等
親の離婚が 子どもに 与える影響	・子どもの感情と 行動 ・親の望ましい言 動	・子どもの観点で見る必要性 ・子どもの離婚に対する反応 ・子どもの年齢に従った行動 ・親の葛藤と子どもの適応 ・親の望ましい言動	DVD、 『父母』（パンフ レット）
まとめ	内容の整理	・内容のまとめ ・親の役割の継続性	パワーポイント

まず、導入の段階では、参加者の人生にとって今日の協議離婚案内が重要な教育であるということを話したあとで、動機付けをする。DVDを利用しているが、DVDでも、離婚は人生の重要な問題であり、慎重に決定すべきであり、離婚のときは、子どもの幸福のための養育計画も重要だということが説明される。この後、協議離婚手続と離婚に関する法的問題を説明する。次に調査官は参加者と一緒に「子の養育と親権者決定に関する協議書」を見ながら、この短い協議書の内容が一番重要な子どもの人生にもっとも影響を与える決定であることを参加者に説明して、両親間のまじめな協議が重要であるということを説明する。自分たちの問題は自分たちで解決し、子どもの問題は協議が何よりも重要であるということを話す。そして親権・養育権などの協議書内容の法的な概念、面接交渉の重要性や面接交渉を行う際の注意点、養育費の支払の重要性、もし養育費を支払わない場合、強制執行されること及び履行命令もできることを説明する。

最後に、「親教育共同研究会」が作りあげた親教育資料である『父母』を配り、離婚過程と離婚後に子どもの「父母」という名前を守るために、子どもの発達段階による行動の特徴と、親がどのように対応し、行動したらよいのかということを説明する。自分の子のために必ずすべきである行動として、子どもの前で喧嘩をしないこと、親の愛は変わらないことを伝えること、夫婦と一緒に子どもに対して、現在の離婚に関する事情、状況を説明すること、できるだけ子どもと話し合うことを説明する。またDVDを利用して、父母の継続する葛藤が子どもに与える悪影響、離婚後の親の役割、親の役割は子どものためにも離婚後も続けられるべきであること、協同養育 (Cooperative Parenting) の重要性⁽³¹⁾を説明する。『養育手帳』や健康家庭支

援センターなどのパンフレットを配り、情報を提供する。

(2) 裁判離婚⁽³²⁾

ソウル家庭法院では、裁判離婚の親教育を午後に1回（13：00～14：30）実施する。裁判離婚の場合、家事訴訟の中で、調査官や裁判官が親教育を受けることを勧告し（「家事裁判・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子ども養育案内に関する指針」4条の②）、子のいる夫婦は、全員が参加している。親教育を受けたことの確認をして、訴訟記録に付けるので（2013年1月21日から家事事件にも電子訴訟が始まり⁽³³⁾、最近では調査官が「裁判事務システム」に入力する）、全員が参加することになる。勧告とはいうものの、事実上は強制に近い。協議離婚の場合の養育案内とは違い、調査官が1時間30分以内の講義をする。親は双方一緒ではなく、片方ずつ参加する。調査官調査の期日の間に1回、審理期日の前後に行う。実際に親教育を担当してみると、協議離婚の当事者よりも集中力があるように感じる。DVDの利用を減らし、調査官が直接説明する形態をとっているので、調査官から何らかの感情が伝わっているからであろう。

裁判離婚の当事者は協議離婚に比べると、夫婦間の葛藤が激しい傾向があり、自らの問題解決の能力が低く、非理性的な行動をする恐れが多い傾向もある。また、親教育に参加する以前の段階で既に家事調査官、弁護士等から手続や法律的な情報を得た場合も多い。父母が対立する当事者ではなく、子どものための協力者、パートナーとして捉えることを強調する必要性が高い。裁判離婚においての親教育プログラムの制作過程ではこのような裁判離婚の当事者の特徴などを反映して内容を構成した。また、協議離婚の親教育と比べて、親の心理状態の洞察、問題解決の能力、葛藤管理（Conflict Management）を強調しながら、手続に関するコンテンツを縮めた。裁判離婚における親教育の概要は【表2】の通りである。

裁判離婚の親教育の内容の枠組みは、①動機付け、②親の葛藤と子どもに与える影響、③親の心理状態、④子どもの心理状態、子どもの年齢に従った親の望ましい態度、⑤訴訟に臨む親の態度、⑥訴訟（調停）で解決すべき事項と対話のコツ、⑦親の役割の継続性という7つに大別できる。

[表 2] 裁判離婚での養育案内の概要

主題	内容	細部事項	資料等
導入	誰の為の教育なのか	・世界に一つだけの子ども ・世界に一つだけの親	パワーポイント
	留意点	・薬物濫用等で心身の混乱がある場合 ・児童虐待等で刑事上の問題がある場合	
親の葛藤と子ども	親の激しい葛藤と子どもへの悪影響	・片親疎外のケース ・ロイヤリティーコンフリクトと身体化症状のケース ・子どもの前で大喧嘩するケース ・親との面会交渉と親子関係の修復	D V D
父母の心理状態	心理状態	・感情とストレスのジェットコースター ・相手に罰を与える	パワーポイント
	心理変化	・離婚に対する心理の変化 ・衝撃、怒り、感情の起伏、受容	
	親の過ち	・子どもとの長期間の関係断絶 ・子どもの前で喧嘩、相手を非難 ・子どもを訴訟の道具として利用など	
	自己認識と行動	・親自らの感情の洞察 ・理性的に望ましい対処・行動選択	
子どもの心理状態	感情の段階	・親の離婚過程の中で子どもが経験する感情の段階 ・否認、怒り、取引、憂鬱、受容	パワーポイント、 『父母』（パンフレット）
	子どもの恐れ	・捨てられること ・罪悪感（親の離婚は自分のせい）	
	年齢に従った行動の特徴	・乳児期：母乳の摂取量の減少など ・幼児期：分離に関する恐れなど ・小学校期：両親の関係を仲裁など ・青少年期：非行など	
	子どもに適応を助ける親の行動	・急激な変化の最小化、安定の仕組みを維持 ・子どもが感情を表現出来るように支援 ・親の愛が続けられることを話すこと ・子どもの前で喧嘩、非難しないことなど	
	専門家の支援	・子どもと親の痛みが長期間連続 ・子どもの症状が悪化するとき	
	訴訟（調停）に臨む態度	・訴訟での勝敗の観点から離れること ・問題解決観点のメリット	
訴訟（調停）で解決すべき事項	親の紛争解決の方式	・親の紛争解決の方式と子どもの適応 ・離婚の短期的な影響と長期的な影響	
	親権・養育権	・法的概念	
	面会交渉権、養育費	・子どもの最善の利益を最優先 ・面接交渉をする際の留意点	
対話のコツ	解決を促進させる対話法	・アイ・メッセージ ・傾聴など	
	まとめ	・親役割の継続性 ・親の協同関係と子どもの適応	

①動機付け

「未成年者である子どもの為の親教育」であることを最初に呈示し、「誰のための教育だと思いますか」と問いかける。「世界にひとつだけの子、世界にひとつだけの親」というメッセージを出す。子どもの幸せは、離婚後の夫婦、親の幸せとつながっていることを認識してもらう。しかし、一方で、実は当事者、親たちの幸福のための講義だということで動機付ける。

②親の葛藤と子どもに与える影響

親の激しい葛藤が子どもに与える悪影響を乗り越えた代表的なケースを題材として、「親教育共同研究会」が作った映像 DVD を利用する。このケースは、a. 父が子どもの前で家出をした母を激しく非難して、子どもが母との面会交流を拒否するケース、b. 家出をした父が母に養育費を払わず、父母が相次いで大喧嘩をして長女が母の感情に転移されるケース、c. 養育紛争の中にいる夫婦が子どもを自分側に引き寄せるために葛藤し、若い娘にストレスが溜まってお腹が痛くなる身体化症状が現れるケースである。調査官は上映の前に映像中のケースは家事調査や家事審判で見付かった本物の事例ということの説明してから上映する。この映像の中では本物の医者、相談者などがケースの問題を分析して解決策を説明する場面も含まれている。これは参加者の情緒的な側面を刺激して親教育に集中させる効果もある。映像が終わった後には、参加者がお互い簡単な所感を述べるようにする。

③親の心理状態

自分の今の心理状態は何かということを認識してもらう。親が自分の感情を詳しく観察して、望ましい行動を選択できるようにする。普通は、感情とストレスのジェットコースターになっていて、気分の変化もたくさんあるし、自分のことだけを考えがちであり、非理性的な行動をとりやすい状態にある。しかし、理性的な自分を取り戻すことが重要だという意味の話をする。具体的な問題として、「今、こういう過ちを犯しているのではないか」と呼びかけて、「子どもとの長期間の関係断絶」、「夫婦間の問題と親子の問題を区別できないこと」、「子どもの前でお互いに非難したり、DVをしたりすること」、「親が子どもを訴訟の道具として利用すること」をあげる。また普通、親教育に参加する人は離婚過程にいる子どもに関して関心を持っているが、

子どもの為の親の行動の出発点は、正に親自分の状態を洞察することからであると強調する。

④子どもの心理状態と親の望ましい態度

子どもも親の離婚に対する心理的な段階があって、感情や気分が変化することを説明する。否認、怒り、取引 (bargaining)、憂鬱、受容といった段階であり、子どもの心理的な問題である。子どもは、「父母が別れるのは、私のせいだ」といった罪悪感や、「父母がお互いに愛していないなら、もう私も愛してくれないだろう」といった「捨てられた」という心理になることがある。もちろん、これは一般的な話であり、個人的には差があるかもしれないということを説明する。これを踏まえて、子どもの年齢に従った親の望ましい行動を説明する。a. 乳児期 (0 歳～18 か月) では、日常生活の一貫性の維持、日常生活の変化をできるだけゆっくりしたものにする、b. 幼児期 (18 か月～3 歳) と 就学前期 (3 歳～6 歳) では、言葉で安心感をもらうこと (父、母はあなたが大好き)、変化について理解しやすいように、明確に説明すること、子どもが言葉や遊びを通じて、感情を表すことができるようにすること、周囲の人と日常生活の一貫性を維持すること、子どもの前で怒りの表現や口げんかなどをしないようにすること、変わらない愛情表現をし、言葉でも安心させること、c. 小学校低学年 (7 歳～9 歳) では、父母の葛藤の中に子どもを引き込まないこと、子どもの面前で配偶者の一方を誹謗 (非難) しないようにすること、小学校高学年 (10 歳～12 歳) では、子どもの感情と不満をよく聞くこと、子どもが非養育親に対して肯定的な感情を持つようにサポートすること、両親が子どもに対して、自分の味方になるように圧力をかけないこと、d. 青少年期 (13 歳～18 歳) では、子どもと自分の感情、心配、痛みを分かち合う機会を提供すること、親自身の情緒を安定させるために、子どもに依存しないようにすること、非養育親について肯定的に話すこと、子どもに両親のどちらを選ぶのか強要しないこと、適切な友達関係を持てるように励ますこと、である。また子どもに専門家の援助が必要な場合、a. 子どもの苦しみや問題行動が持続し、長期化しているとき、b. 子どもの症状が、時の経過に連れて悪化するとき、c. 子どもの面倒を見ている親自身が精神的に不安定になったときには、専門機関との相談を勧める。

⑤訴訟に臨む親の態度

裁判離婚の場合、訴訟に臨む親の態度として、離婚訴訟は、勝つか負けるかという問題ではなく、子どもの問題の解決を目指す態度が大切であることを伝える。お互いの相手は、協力しなければならないパートナーであるという関係性の認識が必要である。初めは、難しいかもしれないが、自分の態度の変化によって結果は全然違うものになる。だから、問題解決を目指す態度が重要だということを説明する。離婚が子どもに与える影響は、短期的なものと長期的なものがある。子どもが連続して何か不適応な行動をすることがある。いろいろな要因の中で重要な一点は、離婚過程における親の高葛藤の影響である。何か不満があっても、親として協議し、一時的にでも自分でお互いの問題を解決するというのが、子どもの適応にも影響を与える。だから、平和的な協議と問題解決が重要だということを伝える。

⑥訴訟（調停）で解決すべき事項と対話のコツ

訴訟の中で親が協議すべき事項として、親権者・養育者の指定については、子どもの財産管理権、法律行為の代理権の説明とともに、子どもの福利を最優先すべきだということを説明する。面接交渉については、面接交渉とは、子どもと非養育親が会う（交流）こと、面接交渉は、父母の権利だけではなくて、子どもの権利でもあること、子どもの成長に一番重要な事項であること、面接交渉の必要性について伝える。養育費については、親の義務であり、離婚後又は訴訟中、別居のときも、必ず支払うべきことを説明する。離婚から貧困問題が生じると、つまり養育費が支払われない場合、子どもの不適応が生じるおそれもあることを伝える。そして対話のコツを説明する。アイ・メッセージ、傾聴、主題への集中、ゆっくり協議すること、焦れば焦るほどうまくできないことなど、どう対話したらいいかということを補助する。

⑦まとめ：親の役割の継続性

最後に、父母の役割は続けられることを示す。木を例にとり、この木の成長が止まったらどう思うか。木が大きくなって、枝も伸びなければならない。この木の中では根が、親の根、父母それぞれの根があることを説明する。父母がけんかしたら、この木はなくなる。もし、一方の根がなくなったら、こ

の木は成長できない。だから父母双方の根が必要だと伝えて、相互の役割は続けられるということを確認して、終わりにする。

4 親教育に関する評価と課題

ソウル家庭法院では協議離婚の場合、2009 年度は 3,379 組、2010 年度には 2,850 組、2011 年度に 2,651 組の夫婦が親教育に参加した。裁判離婚の場合には 2010 年度に 1,362 名 (681 組)、2011 年度に 1,063 名 (約 532 組) が参加した。参加者の減少傾向は離婚申請が減っている傾向の影響であろう。

[表 3] ソウル家庭法院の親教育(養育案内)の参加者数

内容		年度	2009	2010	2011
親教育参加者	協議離婚(組)		3,379	2,850	2,651
	裁判離婚(名)		—	1,362	1,063

親の教育プログラムの効果に関する評価方法としては、参加者の満足度の評価、裁判官など裁判関係者の評価、参加者の認識の変化、参加者の行動変化、子どもが行う評価などがある⁽³⁴⁾。ソウル家庭法院では、その中で、法官と専門調査官のモニタリング会議(裁判関係者の評価)と参加者に対するアンケート調査が行われた。法官と専門調査官の評価は高く満足度も高い。会議では審理期日や調停で面会交流を拒否した親が、教育後には態度を肯定的に変更した事例がよく出る。

2012 年 7 月 16 日から同年 9 月 3 日まで裁判離婚の親教育参加者を対象にしたアンケート調査では、回答者 62 名(男性 29 名、女性 33 名)の中 74.2% (46 名)の人が親教育の内容がとても助けになり、25.8% (16 名)が普通に助けになると回答した。親教育の難易度に関して 80.6% (50 名)が易いと答えて難しいと感じた人は 1 名だけであった。親教育の有益な点に関して(複数回答)、一番目は「子どもの心理状態に関する内容」(52 名)、二番目は「子どもの適応を助ける親の行動」(36 名)、3 番目は「子どもの年齢に従う特性」(22 名)と答えた。教育所要時間は適当であると答えた人は 93.5% (58 名)であった。講師に対する満足度は「とても満足」が 54.8% (34 名)、

「満足」が38.7%（24名）、「普通」が3.2%（2名）、「不満足」が3.2%（2名）であった。講義について満足した理由としては、「内容の伝え方が優れている」（58.1%、36名）、「専門家の意見を聴取する機会を得た」（21.4%、18名）が多かった。2011年、2010年の結果も2012年と大同小異である。

今後の課題としては、アメリカでは最低でも4時間以上の親教育プログラムを実施している⁽³⁵⁾、高葛藤家族（High Conflict Family）に対しては、もっと集中的な、また、治療的な親教育プログラムを運営していたとする⁽³⁶⁾。韓国の親教育プログラムに対して家族の葛藤の程度によったプログラムを深化して多様化する必要があるという意見が出ている⁽³⁷⁾。

- (1) Kim, Deuk-Sung, “Development and Education of Divorce Adjustment Education Program: Focused on the short-term course”, *Journal of Korea Home Management Association*, vol.20, 2002, p.4.
- (2) ソウル家庭法院、「調査官制度に対する検討」（2002年）21頁。
- (3) 全甫晟「家庭法院の運営成果」『（資料集）家庭法院シンポジウム—家庭法院の拡大と新たな課題—』（大法院、2012年）21頁。
- (4) 權純永「家庭法院の指導理念」司法行政5巻1号（1963年）59頁。
- (5) 大法院『司法発展計画の現状と向後の課題』（大法院、2003年）83頁。
- (6) 全・注(3)・21-22頁。
- (7) 第1章・注(1)参照。
- (8) 韓国家庭法律相談所「離婚熟慮期間の制度化に関する意識調査及び離婚過程の実態に関する研究」『離婚熟慮期間及び離婚前相談制度化の為のシンポジウム』（韓国家庭法律相談所、2004年）45-46頁。
- (9) 女性家族部（Ministry of Gender Equality & Family）とは、最初、2001年1月29日に「女性部」を設け、現在、女性政策の企画・総合及び女性の権益増進など地位向上、家族政策、健康家庭事業のための児童業務及び青少年の育成・福祉及び保護機能を遂行する中央行政組織である。
- (10) 韓国女性家族部ブリーフィング資料『離婚後の子どもの養育実態調査』（2006年）。
- (11) 二宮周平＝金成恩「韓国における子どものいる夫婦の離婚問題への取り組み—『子ども問題ソリューション会』と『養育手帳』—」立命館法学331号（2010年）458-460頁。
- (12) 宋賢鐘「大韓民国における離婚法の改正と養育費の支払いなどの実態—

- 協議離婚制度の変化を中心として—」養育費相談支援センター・ニューズレター 2 号 (2009 年) 2-3 頁。
- (13) 宋賢鐘＝二宮周平「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合議形成支援」立命館法学 343 号 (2012 年) 585 頁。
- (14) 金子修「米国における家族関係訴訟の実情について (上) (下)」家裁月報 53 巻 11 号 (2001 年) 30-31 頁、53 巻 12 号 (2001 年) 43-44 頁。
- (15) Hon. Alastair Nicholson, "Australian Family Law and The Family Court: A Perspective from The Bench", *Fam.Ct.Rev.*, vol.40, 2002, p.279. 松田享「オーストラリアの家庭裁判所—破綻主義離婚法の運用と子の福祉を中心として—」家裁月報 50 巻 6 号 (1998 年) 19 頁。
- (16) Sean E. Brotherson etc., "Parents Forever: An Assessment of the Perceived Value of a Brief Divorce Education Program", *Journal of Divorce & Remarriage*, vol.51, no.8, 2010, p.465.
- (17) 宋賢鐘「家庭法院の福祉サービス方案に関する検討 (初案)」『家事少年制度改革委員会資料集 (Ⅱ)』(ソウル家庭法院家事少年制度改革委員会、2005 年) 516-521 頁。
- (18) 金載然「米国の離婚手続きでの離婚ワークショップの考察に関する小考—家庭法院の「助けの木」の理論的な背景—」職員実務研究 9 巻 (ソウル家庭法院、2003 年) 547-565 頁。
- (19) キムメキョン「協議離婚制度の改善方案に対する論議」『家事少年制度改革委員会資料集 (Ⅱ)』(ソウル家庭法院家事少年制度改革委員会、2005 年) 486-487 頁。
- (20) 曹瓊愛「協議離婚、相談制度改善方案」『家事少年制度改革委員会資料集 (Ⅱ)』(ソウル家庭法院家事少年制度改革委員会、2005 年) 559-571 頁。
- (21) 宋賢鐘「家庭法院の離婚事件関連福祉サービス方案」『家事少年制度改革委員会資料集 (Ⅱ)』(ソウル家庭法院家事少年制度改革委員会、2005 年) 715-716 頁。
- (22) 金相珪「協議離婚に対する各国の立法例及び制度改善方案研究」法曹通巻 578 号 (法曹協会、2004 年) 6-50 頁。
- (23) ソウル家庭法院協議離婚手続研究会『改正民法による協議離婚手続』(2008 年) 1 頁。
- (24) リミンチョル「2008 年改正民法による協議離婚手続」家族法研究 22 巻 3 号 (韓国家族法学会、2008 年) 239-240 頁。
- (25) ソウル家庭法院協議離婚手続研究会・注(23)・2-5 頁。

- (26) リミンチョル・注(24)・210 頁。
- (27) Law Courts Education Society of British Columbia, “Parenting after separation: for your child’s future”, 2007.
- (28) Susie Burke etc., “Parenting after Separation”, Australian Psychological Society, 2009.
- (29) 大阪家庭裁判所「面会交渉等に関する父母教育プログラムの試み」家裁月報 55 巻 4 号 (2003) 111-172 頁。
- (30) 「親教育指針書」の日本語訳については、犬伏由子監修、田中佑季訳「親教育指針書」(本誌本号 130(53)頁) 参照。
- (31) Andrew I. Schepard, “Children, Courts, and Custody”, Cambridge University Press, 2004, pp.35-37.
- (32) 宋賢鐘＝二宮周平・注(13)・588-591 頁。
- (33) 電子訴訟とは、韓国における法院が運営する電子訴訟システムを利用して、訴を提起し、訴訟の手続を進行する裁判方式を言う。大法院は、2010 年 4 月 26 日から特許法院に提起された事件を対象にする特許電子訴訟サービスを始め、2011 年 5 月 2 日に民事電子訴訟を、2013 年 1 月 22 日には家事・行政電子訴訟を導入した。
- (34) Kim, Su-Jeong, “An Investigation of Divorce Education Program for Divorce Parents in the USA: Implication for Developing of Divorce Education Program in Korea”, *Journal of Theology and Pastoral Duties*, vol.30, 2008, p.4.
- (35) Sean E. Brotherson etc., op.cit., p.468.
- (36) Andrew I. Schepard, op.cit., pp.74-75.
- (37) 宋賢鐘「家事調査官の人力と職務に関する研究」家族法研究 26 巻 3 号 (韓国家族法学会、2012 年) 60-61 頁。

第 3 章 結びにかえて

韓国における家族法改正、とりわけ、今回、離婚制度の改革及びそれを踏まえたソウル家庭法院の取り組みを紹介する中で、家族紛争解決のための最大の配慮が子の福利におかれていることを改めて強調しておきたい。そして、第 2 章で詳細に紹介されたように、子の福利の実現をめざして、裁判官・調査官などが集まり作られた「親教育共同研究会」、「(ソウル家庭法院) 子ども

問題ソリューション会」等の実務家などによる研究会活動、及び、協議離婚にかかわる事務処理に関する大法院家族関係登録例規の度々の改正等に見られる、法制度全体について関係者も含めたフットワークの軽さと柔軟性も特徴的であった。協議離婚意思確認制度に関する公的関与の面で、子の養育・親権者決定に関する協議書等の判事による確認手続は、基本的には当事者夫婦の協議を尊重するという姿勢であって、関与の度合いはそれほど強いものではない。しかし、だからこそ、当事者夫婦の自主的協議が子の福利を踏まえて行われることを促すための工夫が入念に行われ、協議書作成の手引き文書、離婚案内における親教育、離婚相談といったシステムが用意されている。さらに、こうした当事者の協議を支援するためのシステムは、比較的葛藤が高いであろうと思われる裁判離婚の当事者夫婦に対しても利用が勧められ、可能な限り当事者による子どもの利益を踏まえた自主的解決へと導いている。典型的な家族紛争である離婚に関しても、財産上の紛争解決とは異なり、紛争解決の重点は、夫婦関係の解消＝離婚するかないかという一点におかれるのではなく、離婚後の子どもを含めた人間関係の再構築と子どもへの長期的な経済的支援といった「点としてではなく直線的」問題解決の視点である。最も、これらの実施は、韓国民法（家族法）自体の改正によって、具体的な法条文として定められていることが基本となっている。もちろん、これら法制度の改正・改革は、特に、ここ数年の動きであり、地域的偏差もあろうし、伝統的家族意識も残存しているであろうから、実務的取組等の成果を評価するには、今少し時間がかかるかも知れない⁽¹⁾。

翻って日本法においては、すでに触れたように、ようやく改正民法 766 条に「面会交流・養育費」が監護について必要な事項の例示として明記され、離婚届出の様式にも、離婚の際の父母の協議を促すチェック欄が設けられ、このチェック欄には、父母の協議において、「子の利益」を最も優先して考えなければならないことが付記されたことは重要である。また、養育費に関する協議の際に参考になりうるものとして、2003 年に、東京家裁・大阪家裁の裁判官を中心に作成された「養育費・婚姻費用算定表」⁽²⁾が存在する。この算定表の内容に関しては、批判もあるところであるが、一般的情報として普及しており、一応の目安として養育費の決定が従来よりもスムーズに行

われるようになったことは確かであり、実務の努力が一定の成果を生んでいる。しかし、民法上、未だ面会交流を直接規定する条文や、未成熟子に対する親の扶養義務に関する直接の規定は定められていない。日本における家族法改正は遅々として進まない状況ではあるが、韓国における家族法改正及びこれにより動き始めている子の福利の実現のための当事者支援の取り組みを参照して、今後の日本法の改正や、運用面での工夫も視野に入れた検討を深めることが必要となる。

(本稿は、科研費基盤B(課題名「多元多層化する家族と法の全体構造に関する実証的比較法研究」ユニットA2「親子の自然と社会性」)、及び、慶應義塾学事振興資金(共同研究補助)の補助による研究成果の一部である。)

- (1) 最近の統計(『司法年鑑』法院行政処)によれば、〈マ〉類家事非訟事件の中で、「子の養育に関する処分等」(韓国家事訴訟法2条1項2号ナ3))の事件数について、2007年法改正(2008年6月22日施行)後、若干の増加も見られるが、目立った変化とまでは言えず、制度改正の影響を分析するためには、更なる推移を見守る必要があろう。

	新受件数	内、子の養育に関する処分	既済件数	内、子の養育に関する処分
2005年	4,286	1,102	3,058	808
2006年	4,020	1,988	3,478	1,746
2007年	5,428	1,465	4,877	1,318
2008年	6,395	1,693	6,268	1,638
2009年	7,046	2,086	6,723	1,922
2010年	6,836	2,022	6,733	2,018
2011年	6,863	2,026	6,849	2,010

- (2) 判タ1111号(2003年)285頁。